

平成26年 第6回定例会

美瑛町議会会議録

(第2号) 9月19日 開会

美瑛町議会

平成26年第6回美瑛町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成26年第6回美瑛町議会定例会

平成26年9月19日午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 2 号 平成26年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第 3 議案第 3 号 平成26年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 4 号 平成26年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 5 号 平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 6 号 平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第 7 号 平成26年度美瑛町立病院事業会計補正予算について
- 第 8 議案第 8 号 教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第 9 号 請負契約の締結について
- 第10 議案第10号 財産の取得について
- 第11 議案第11号 財産の取得について
- 第12 議案第12号 財産の取得について
- 第13 議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第14 議案第14号 姉妹都市提携の解消について
- 第15 認定第 1 号 平成25年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 2 号 平成25年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 3 号 平成25年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 4 号 平成25年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第 5 号 平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 6 号 平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第 7 号 平成25年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
- 第22 認定第 8 号 平成25年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
- 第23 報告第 1 号 債権の放棄について
- 第24 報告第 2 号 専決処分について
- 第25 報告第 3 号 専決処分について

- 第 2 6 意見書案第 6 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
について
- 第 2 7 意見書案第 7 号 「手話言語法」の制定を求める意見書について
- 第 2 8 意見書案第 8 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 第 2 9 意見書案第 9 号 2 0 1 5 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書について
- 第 3 0 意見書案第 1 0 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「3 0 人以下学級」
の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2 0 1 5 年度国会予算
編成における教育予算確保・拡充、就学保障の充実に向けた意見書について
- 第 3 1 意見書案第 1 1 号 電気料金再値上げに反対する意見書について
- 第 3 2 議員の派遣について
- 第 3 3 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	沢	尻	健	議員	
2番	森	平	真也	議員	
3番	佐	藤	晴観	議員	
4番	杉	山	勝雄	議員	
5番	斉	藤	幸一	議員	
6番	山	家	慶治	議員	
7番	花	輪	政輝	議員	
8番	八	木	幹男	議員	
9番	穂	積	力	議員	
10番	福	原	輝美子	議員	
11番	角	和	浩幸	議員	
12番	濱	田	洋一	議員	
13番	沼	田	成功	議員	
議長	14番	齊	藤	正	議員

○欠席議員

○出席説明員

町長	浜田哲君
副町長	塚田聡仁君
会計管理者	佐藤剛敏君
総務課長	石井典夫君
政策調整課長	鈴木貴久君
税務課長	太田茂夫君
住民生活課長	山田厚誠君
保健福祉課長	藤原悟君
保健センター所長	中島二郎君
保健福祉課参事	田中繁美君
経済文化振興課長	武井一真君
文化スポーツ推進室長	嵯城和彦君
農林課長	大西能正君
建設水道課長	三田村尚樹君
水道整備室長	今野聖貴君
町立病院事務局長	古本彰君
総務課長補佐	新村猛君
総務課財政係長	竹本匡志君
教育委員長	大西宣充君
教育長	千葉茂美君
管理課長	宮崎敏行君
図書館長	野崎千恵君
農業委員会会長	川崎章道君
農業委員会事務局長	東本浩昭君
代表監査委員	有富武君
監査事務長	今滝毅君

○書記

事務局長 後路 宜伸 君
係長 高島 和浩 君

開議挨拶

○議長（齊藤 正議員） おはようございます。定例会2日目で順調に推移しているところでございます。今日はですね、決算審査特別委員会の立ち上げまでも予定しているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

開議宣告

○議長（齊藤 正議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人であります。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（齊藤 正議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、6番山家慶治議員と8番八木幹男議員を指名します。

日程第2 議案第2号 平成26年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第3 議案第3号 平成26年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について

日程第4 議案第4号 平成26年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について

日程第5 議案第5号 平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について

日程第6 議案第6号 平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算について

日程第7 議案第7号 平成26年度美瑛町立病院事業会計補正予算について

○議長（齊藤 正議員） 日程第2、議案第2号、平成26年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第3、議案第3号、平成26年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件、日程第4、議案第4号、平成26年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についての件、日程第5、議案第5号、平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件、日程第6、議案第6号、平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件、日程第7、議案第7号、平成26年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。

まず、議案第2号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

○**総務課長(石井典夫君)** おはようございます。議案第2号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集の2頁から19頁になります。最初に議案条文を朗読し、その後内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明をいたします。議案集の8頁をお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額195万6千円の追加でございます。まず1点目は、行政区会館運営費補助事業ということで行政区会館の整備件数増に伴う追加でございます。157万6千円。2点目は、顧問弁護士事業ということで地籍調査に係る所有権確認請求事件の訴訟に係る弁護士費用の追加でございます。38万円でございます。第6目情報管理費、補正額1698万6千円の追加でございます。総合行政情報システム管理事業ということで、これにつきましては社会保障税番号制度実施に伴う総合行政情報システム改修費の追加ということで、マイナンバー制度の施行に伴うシステムの改修でございます。

続きまして第7目地域振興費、補正額100万円の追加でございます。地域振興奨励補助等事業ということで補助対象申請1件、新たに出されましたので、それに伴う追加でございます。

第12目諸費、補正額324万円の追加でございます。まず1点目は、地上デジタル放送の関係でございますが、庁舎壁面に設置しております受信アンテナが雪害等によりまして少し曲がったということで、それに伴う修繕費11万2千円でございます。2点目は、地域情報通信基盤管理運営事業ということで道道天人峡美瑛線の道路改修に伴う光ケーブルの移設費の追加でございます。145万8千円。3点目が過年度歳入過誤納還付金、法人税等の還付に伴う追加でございます。100万円でございます。4点目が、まちづくり寄附管理事業ということで67万円の追加と、寄附件数増加に伴う贈呈品等の追加でございます。ちなみに、今日現在で100件余りということで、昨年25年度が1年間で37件でございましたから大幅に今年は伸びているというような状況でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、補正額11万8千円の追加でございます。いきいきセンターの給湯用ボイラーの修繕でございます。

10頁をお開きいただきたいと思います。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目予防費、補正額495万7千円の追加でございます。予防接種法施行令等の改正に伴う乳幼児及び高齢者の予防接種の定期化、併せてこれに伴います健康管理システムの改修費の追加ということで

ございます。

第6目環境衛生費、補正額129万5千円の追加でございます。蜂の駆除件数増に伴う追加ということで35万4千円。もう1点は、合併処理浄化槽の申し込み件数増に伴う追加で94万1千円の増でございます。

次12頁になります。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、補正額113万4千円の追加でございます。農地法改正に伴う農地情報公開システムの改修費でございます。

第2目農業振興費、補正額480万7千円の追加でございます。1点目は、エゾ鹿の駆除実施に伴う猟友会への活動補助金450万円。もう1点は、環境保全型農業直接支払交付金ということで事業面積の増に伴う追加でございます。30万7千円の増ということになります。

第2項耕地費、補正額48万1千円の追加でございます。大雨等に伴う導水管の空気弁点検清掃業務費の追加でございます。補正でございます。

第3項林業費、補正額54万9千円の追加です。町有林管理事業、非常勤職員の報酬費の追加でございます。4か月分でございます。

14頁になります。第7款商工費、第1項商工費、補正額2500万円の追加です。美瑛町消費活性化事業ということで商工会発行のプレミアム付き商品券発行事業に対する補助金でございます。

第2項文化スポーツ振興費、第3目町民センター費、補正額780万円の追加です。町民センターの多目的ホール美丘の冷房設備の整備でございます。

第4目郷土資料館費、補正額310万円の追加です。郷土資料館の建設事業ということで旧郵便局、美瑛郵便局の解体前調査結果に伴うアスベスト等の撤去処理費の追加でございます。

第7目保健体育施設費、補正額34万円の追加でございます。スキー場で使用しております圧雪車の修繕費の追加でございます。

16頁になります。第8款土木費、第1項土木管理費、補正額940万円の追加です。1点目、美瑛軟石取得管理事業ということで継続的な魅力ある景観形成を推進するための美瑛軟石の取得費でございます。まず一つは解体ということで320万円、これにつきましてはJAびえいさん、美瑛農協さんが所有しておりました西町2丁目の石倉庫でございますが、町に対して無償譲渡をされました。その解体費でございます。個数にして約400個余りになろうかと思っております。もう1点は、町内の1法人が取得しております軟石、約500個ぐらいでございますが、その取得ということでございます。もう1点目は、住環境整備費助成及び住宅太陽光発電システム設置補助ということで、これにつきましては申し込み件数増に伴うそれぞれ追加でございます。

第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額980万円の追加です。8月24日発生

の集中豪雨に伴う町道の維持修繕費の追加でございます。

第2目道路新設改良費、補正額はございません。原野1号線の道路改良舗装事業ということで整備費それから補償費等々の予算調整ということになります。

第4目除雪対策費、補正額20万円の追加です。除雪センターの事務室の暖房機の更新でございます。

第4項都市計画費、第3目公園費、補正額104万8千円の追加でございます。聖台公園の園路のバリアフリー化に係る改修費の追加でございます。

18頁になります。第5項住宅費、補正額はございませんが、美瑛町住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定事業、この予算調整でございます。業務委託費と職員旅費のそれぞれの調整でございます。

第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額550万円の追加です。美沢小学校の改修事業に係る実施設計の委託料でございます。

続きまして第2目教育振興費、補正額23万3千円の追加でございます。要保護及び準要保護児童援助事業ということで就学困難、PTA会費を援助項目に追加するとともに対象者の増に伴う追加でございます。

第3項中学校費、補正額15万3千円の追加でございます。これにつきましても小学校と同様の理由に伴う追加でございます。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額150万3千円の追加でございます。丘のまちびえいまちづくり基金の追加でございます。ふるさと納税66件分でございます。

次に歳入について説明をいたします。6頁へお戻りいただきたいと思っております。第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第2目農林水産業費負担金、補正額16万円の増でございます。基幹水利施設管理負担金しろがね地区ということで、導水管の空気弁点検清掃業務に伴う上富良野町それから中富良野町2町の負担金でございます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額1335万9千円の追加でございます。社会保障税番号制度システム整備費補助金ということで、平成28年1月からスタートいたしますマイナンバー制度ソフト構築に伴う整備補助金でございます。

続きまして第3目衛生費補助金、補正額31万3千の追加でございます。合併処理浄化槽の設置費交付金、追加事業費に伴う補助金の追加でございます。

第5目土木費補助金、補正額43万円の追加でございます。これにつきましても住環境整備費、事業費追加に伴う補助金の追加ということになります。

第15款道支出金、第2項道補助金、第5目農林水産業費補助金、補正額170万7千円の追加でございます。まず1点目が環境保全型農業直接支払交付金、事業面積増に伴う事業費の

追加に伴う補助金の増でございます。2点目は地域づくり総合交付金、エゾシカ緊急対策事業に係る交付金42万円でございます。3点目が農地情報公開システム、農地法改正に伴うシステムの改修に係る補助金でございます。113万4千円。

続きまして第17款寄附金、第1項寄附金、補正額150万3千円の追加でございます。まちづくり寄附金66件分の補正でございます。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額870万円の追加でございます。丘のまちびえいまちづくり基金繰入金ということで、地域振興奨励補助に対して100万円。もう1点は、美瑛軟石の取得費に係る経費に77万円でございます。

第19款繰越金、第1項繰越金、補正額4377万円の追加でございます。前年度繰越金、25年度の繰越額は1億7321万2千円、今回の予算計上済額で1億5579万円、差し引き財源保留額が1742万2千円ということになります。

第20款諸収入、第5項雑入、補正額145万8千円の追加でございます。光ケーブル移設工事補償金、道道天人峡美瑛線の道路改良に伴う補償金でございます。

第21款町債、第1項町債、第5目商工債、補正額2370万円の追加です。商工会が発行するプレミアム付き商品券に係る過疎対策ソフト分の商工債の追加発行でございます。

第8目教育債、補正額550万円の追加でございます。緊急防災減災事業債ということで、美沢小学校の改修に係る実施設計に係る起債の発行でございます。

続きまして第2表の説明をいたします。5頁へお戻りいただきたいと思っております。町債の総額に2920万円を追加し、総額を20億750万円とするものでございます。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げます。第2表地方債補正変更、起債の目的、緊急防災減債事業、変更前限度額4億7940万円、変更後限度額4億8490万円。過疎対策事業、変更前限度額11億3840万円、変更後限度額11億6210万円、合計、変更前限度額19億7830万円、変更後限度額20億750万円。3頁及び4頁の第1表は説明を省略いたします。以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第3号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、大西農林課長。

（農林課長 大西 能正君 登壇）

○農林課長（大西能正君） おはようございます。よろしくお願いをいたします。それでは、議案第3号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は20頁から25頁になります。今回の補正は、歳出では発電所からしろがねダム管理棟までの間の架空線の高さ以上に伸びている木が、昨年大雪と風などの影響を受けて架空線に覆いかぶさり危険な状態になっていることから、その支障木除去を行う委託費の増額によるものでございます。

歳入では、歳出増に伴う財源調整のための基金繰入金の増額に係るものでございます。初めに条文を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出より説明をいたします。24頁をお開きください。歳出、第2款発電施設費、第1項施設管理費、第1目発電事業管理費、補正の額55万5千円の増。架空線に架かる支障木の除去に係る委託費の増額によるものです。

前の頁の歳入にお戻りください。歳入、第2款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金、補正の額55万5千円の増。歳出の増額による財源調整によるものでございます。前の頁の第1表歳入歳出予算補正は省略をさせていただきます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) 次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、今野水道整備室長。

(水道整備室長 今野 聖貴君 登壇)

○水道整備室長(今野聖貴君) おはようございます。議案第4号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては26頁から31頁になります。今回の補正は、泉源施設の改修等に伴う経費について増額をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。最初に歳出からご説明いたします。30頁をお開きください。歳出、第2款泉源施設費、第2項施設費、第1目施設費、補正額778万7千円の増額です。泉源17号井の湯量調査及び泉源管理に伴う計装機器の整備に要する委託費と工事費について補正するものです。

次に歳入の説明を行います。28頁にお戻り願います。歳入、第3款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金、補正額704万2千円の増。第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額74万5千円の増。27頁の第1表歳入歳出予算補正については省略させていただきます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) はい、室長そのまま。

次に議案第5号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今野水道整備室長。

○水道整備室長(今野聖貴君) それでは議案第5号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては32頁から37頁になります。今回の補正は、下水道事業認可変更手続きに伴う経費について増額をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。最初に歳出からご説明いたします。36頁をお開き願います。まず歳出、第1款下水道事業費、第2項事業費、第1目建設事業費、補正額300万円の増額であります。下水処理施設整備の際に必要な下水道法の事業認可変更についての計画書等の作成委託について補正するものです。

次に、歳入の説明を行います。34頁にお戻り願います。歳入、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額300万円の増です。33頁の第1表歳入歳出予算補正については省略させていただきます。以上です。よろしくお願いたします。

○**議長(齊藤 正議員)** はい、室長そのまま。

議案第6号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今野水道整備室長。

○**水道整備室長(今野聖貴君)** 議案第6号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては38頁から39頁になります。今回の補正につきましては、道道天人峡美瑛線の道路改良に伴う配水管布設替工事について増額をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

初めに、資本的支出についてご説明を申し上げます。次の頁、39頁をお開き願います。支出についてです。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水及び給水設備工事費、補正額1067万3千円の増。これにつきましては、道道天人峡美瑛線の改良に伴う配水管布設工事費です。

次に、収入の説明を行います。収入、第1款資本的収入、第1項工事負担金、第1目工事負担金、補正額598万円の増額です。移設補償として北海道からの負担金になります。以上です。よろしくお願申し上げます。

○**議長(齊藤 正議員)** 次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、古本町立病院事務局長。

(町立病院事務局長 古本 彰君 登壇)

○**事務局長(古本 彰君)** おはようございます。議案第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては40頁から41頁になります。今回の補正につきましては、処方箋入力システムの導入に伴う入力作業補助の役務提供を受ける費用の増額について、嘱託医で復職する医師の給与費で調整する収益的支出のうち、給与費及び経費間の費用調整による補正をお願いするものでございます。最初に議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは収益的支出についてご説明をさせていただきます。41頁をお開き願います。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費、補正額300万円の減です。医師給、医師手当報酬につきましては、育児休業中でした医師が復職しましたが、当初、常勤医としての復職を予定して当初予算を組んでおりましたが、週の勤務日数の関係上、嘱託医としての勤務になりますので医師給、医師手当をそれぞれ減額し、嘱託医報酬の増額をお願いするものでございます。第3目経費、補正額300万円の増です。処方箋入力システムの導入に伴い、入力作業補助の役務提供を受ける費用として雑費の増額をお願いするもので、第1目の給与費との科目間調整で収益的支出予定額合計に変更はありません。以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これで6案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6案件に関連する事項について総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで6案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第2号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第2号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第2号についての質疑を行います。議案集の8頁及び9頁、初めに、平成26年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第3款民生費までについての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。総務費につきまして2項目伺います。最初の1項目目、第6目の情報管理費1698万6千円。ただいまご説明をいただきましたマイナンバー制度のシステムの構築事業であるということですが、昨年5月にマイナンバー法が成立したわけで本件は国の事業と思うんですが、まず財源の内訳なんですが、一般財源が362万7千円と計上されておりますが、これは全額国の補助金にはならないんでしょうか伺います。

また2点目としましてですね、このシステムなんですが具体的にはどのような内容のシステムになるのでしょうか伺います。

3点目としましてですね、このシステムが構築されることによりましてね、本町の町民の皆さんにとりましてどんなようなメリットとかデメリットなどがあるのかについて、どのように

考察をされているものでしょうか伺います。

それから、次に2項目目としましてですね、第12目諸費、補正額324万円。説明欄の(4)まちづくり寄附管理事業67万円について伺うんですが、いわゆるふるさと納税でもって本町が寄附を受けた際に、寄附をしてくださった方に本町の特産品などを感謝をする意味で差し上げるという経費の計上だということなんですが、これ前にも説明を受けた時には件数は既に82件ぐらいだと言っていました、今日の説明ではもう100件だということですので、件数が確実に急速に伸びているようでございますが、その伸びはどのように原因があるのか考察をされていますか伺います。それで今年ですね、総体的な意味で本件の予算計上になった部分では、ふるさと納税に伴う寄附金の総件数あるいは総金額をですね、どのように考察されているのでしょうか伺います。

もう1点、非常にふるさと納税に伴う寄附金があるものすごい得だ、生活に大した得になるとかってインターネットや雑誌、テレビで盛んに寄附を煽っております。それでですね、例えば得な自治体と得でない自治体があるんだと。それで、一人の方が年度内に例えば1万円の寄付を何度やっても、その都度感謝の特産品をもらえる自治体と、寄附金は何度でももらうけど一度しかお礼の特産品は出さないという自治体などがあって、実はものすごい得な自治体はこういうところなんだっていうような宣伝がなされてしまっておりまして、本町の場合はですね、そういう意味では1万円を例えば毎月してくれた人が、また3か月後に1万円をしてくれた時にですね同じように特産品を差し上げるような制度になっているのでしょうか、どうなんでしょうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、石井総務課長。

○総務課長(石井典夫君) いっぱい出されましたので答弁漏れがありましたら、またご指摘をいただきたいと思います。まず始めに情報管理費でございます。マイナンバー制度、総合行政情報システムの補正という部分についての財源、それからこの制度の具体的な内容、そして町民へのメリット、デメリット、この3点だったかというふうに思います。

まず財源でございますけども、今回総務省それから厚労省からの両方の補助でございます。1335万9千円というのはそういう内訳になっております。国の制度でそれぞれの自治体はその制度に対応するようにシステム等々を構築するということから、当然費用については国が100%負担するのが筋だろうというのは議員ご指摘のとおりだというふうに思っております。今回26年度については、あくまでも暫定的な措置ということでございます。国の方では、それぞれの自治体の面積、それから人口等々を加味した中でですね概算的な補助金を算定をしたと。その数字が今回のこの1335万9千円、当然それに対しての見合いの歳出の方が本町の場合は、今ご指摘のとおり36万2700円ほど一般財源を充てておりますけども、こ

れについては今年度の特別交付税の中で措置をするということが明記されておりますので、12月もしくは3月の算定の中にこの部分が入ってくるというふうに理解をしております。このシステムはですね、今回のこの改修で終わりということではございません。今回の改修は、あくまでもですねマイナンバーが来年の10月からそれぞれ国民一人一人に番号が交付されるわけですが、交付されたときに美瑛町であれば総合行政システムの中で住民基本台帳ですとか、それから税、それから福祉関係、そういったようなものがそれぞれ別々の番号で管理されて、そして業務を行っているわけですが、それが一つの国から提示された、付けられた番号にですね速やかに移行できるような準備のシステムの改修ということになります。最終的なものについては、27年度の当初予算の中で具体的に見えてくるのかなど。国の方で今回示されているシステムの改修の部分についてはここまでということで、今回その額を補正をしたということでございます。この予定額の算定についてはですね、東神楽が事務局を持っております電算協議会の中でそれぞれ算定をした中で改修費をそれぞれの町に割り振ってそれに基づいて補正させていただいたという、そういう中身でございます。

それから具体的内容でございますけれども、これにつきましてもですね、まだこういうことでこうですというようなことは、まだそういった情報は来ておりません。いわゆる28年の1月からですねスタートいたしますと、それに伴って準備がうまく、カードが交付できるようにですね、きちっと準備をするようにということでの今回措置でございます。概略の説明でございますけれども、まずマイナンバーは社会保障、税、それから災害対策分野の中で法律に定められた行政手続にしか使えませんという一つの定義がございます。社会保障、それから税、それから災害対策でございますが、まず1点の社会保障でございますけれども、年金、それから労働、それから医療、福祉と、具体的には年金の資格取得や確認、給付、それから雇用保険の資格取得や確認、給付、ハローワークの事務、医療保険の保険料徴収、それから福祉分野の給付、生活保護、こういったようなもので活用されると。それから税については、税務当局に提出する確定申告、それから届け出調書、そういったようなものはこの番号でやると。それから税務当局の内部事務、そういったものに使われると。災害対策では、被災者生活再建支援金の給付ですとか被災者台帳の作成事務、こういったようなものが主な活用の内容だというふうに情報を得ております。これについては28年の1月スタートということでございまして、スケジュールについては国の方で示されております。27年度の9月いっぱいまでにですね全てのシステム等の改修等を終えて、10月から3か月間の中で交付作業を行い、そして28年の1月から具体的にこれが行政のさまざまなサービスに活用されるという、そういうスケジュールになっております。

いずれにしてもこれが町民に対してどんなメリットがあるのか、またデメリットはどんなことがあるのかということについてはですね詳細な情報が流れておりませんので、ここで軽々に

申し上げることは難しいということで、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。ただ、これを施行するに当たっては、国からの情報をきちっと見た中で新たな条例の制定ですとか、それから現在のいろんな住民サービスのための条例福祉ですとか、地方税法に伴う税条例ですとか、そういったようなものの中で一部このマイナンバーに移行するためのですね条例改正等々が出てくるだろうと、新設条例ということになれば来年の6月には提案をさせていただいて9月にはひとつお認めをいただかないとスケジュール的には無理かなど。その辺についてもですね、より具体的なものが見えてきた段階で議会の皆さま方にはまた説明をさせていただきたいということとですね、併せてやはり利用される町民がこのことをよく理解していないと困りますので、そういったところについては住民周知についても徹底してやっていきたいというふうに考えております。以上、情報管理費については、そういったことでひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それから次、まちづくり寄附でございます。伸びてる要因ですね、それからインターネット、テレビ等でPRされておりますけども、本町においては1回限りなのか複数なのかというようなお話が今ご質問がございました。まず、伸びている要因ということにつきましては、前回の議会で八木議員さんだったと思いますけども一般質問でいただきました。そのときも町長が答弁されましたけども、昨年美瑛町、ふるさと納税がスタートして5年を経過するというので、ここで1回見直しをしようということで全面見直しをするように町長から指示がありました。それを受けて、いろんなそれぞれの町の情報等々を取った中でですね、今日の形に全面的に改正をしたということでございます。特に、今回伸びている要因の1番大きなものっていうのは、ふるさと納税をする人たちにとってしやすい環境づくりをしたというのが大きいというふうに思ってます。従来は申し込み申請をして、それを町の方に送って、FAXなりそういったもので送ってですね、それに基づいて町からそれぞれ手続きをそこから開始すると、そして納付書によって納めていただくというような形が一般的でございました。それを今回は、新たにネット上にですね町のホームページに専用のフォーマットを作ってですね、そしてクレジットカードですとかですねそういったようなものを活用して、そして納めれるという、そういう環境を整えたことが非常に大きいというふうに理解をしております。ですから、先ほどの予算の説明の中で申し上げましたけども、昨年が37件、今回は9月1日現在で82件、今日現在で100件を超えているということで、毎日何件かが申し込まれてるということで、確かにいろんなテレビ、新聞等々でもPRをしていただいておりますので、そういったような部分の効果っていうのは非常に大きいかもしれませんけども、併せて町の方でのお返しの部分ですね、その部分についても今回の見直しの中でかなり充実をさせていただきました。農畜産物、美瑛町は農畜産物すばらしいものがあるわけですけども畜の部分になかなかなかったもんですから、来月1日からはなりますけども新たにびえい豚、それからびえい牛、こういったようなものについても

それぞれ提供できるような話し合いといいますか、用意が整いましたのでそういったような物も新たに加えてですね、ますますそういった部分について公の部分という部分でですね全国にPRできるわけですから、良い機会だということでも有効に活用していきたいというふうに考えております。回数についてはですね、1人がですね美瑛町に対して5回寄附されようが10回されようが、これはその都度1回目と同じような対応で行うということで対応させていただいてます。併せて町内在住の方でもですね、ふるさと納税ということで税務課から課税されている以外にですね、ふるさと納税したいという方についても全く同じ扱いをさせていただいているということでございます。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 大変詳しく説明いただいたんですが、さらに再度ですね、1項目のマイナンバー制度のシステムなんですが、詳細はまだわかんないということなんですが、町民として期待している部分で、例えば今コンビニでですね納税ができるとか、証明書がコンビニでいただけるとか、そういうものがシステム化されるというようなこととは全然違うという意味合いなのではないでしょうか伺います。またですね、従来の住基カードの制度あるんですが、これも一体このシステムとのリンク、まったく今度は住基カードというのは無くなってしまうものなのか、その点2点について伺います。

それとふるさと納税の方なんですが、今何度もね寄附した人でも本町の場合はその都度いただけるということなんですが、もう1点の観点がインターネットなどでも随分問題になっている部分がございます。例えば、5万円の寄附をすることができる人がいた場合、4万8千円は所得税ならびに住民税の方でも控除がなされて、確定申告をすることによりましてね所得税はその年度内、また住民税は次の年度に住民税の額が減少するというようなことで4万8千円は控除される、だから実際は2千円なんだと。ところが、1万円を寄附して10キロのお米をいただいた。ところが、2万円をしても10キロのお米一袋しかもらえない。だから、美瑛町に1万円で10キロのお米をいただいて、東川にも1万円、東神楽にも1万円、そんなように寄附をした方がすごい得なんですよというような、そういうですね教え方をしているんですね。それで八木議員からの話がありましたけど、私もふるさと納税、当時ぜひ制度として導入すべきだなんて叫んだんですが、本当にふるさと美瑛町に愛着のある方々がですね、美瑛町の町政発展のために使ってほしいというですね真心の寄附が来るもんだと思ってたんですが、今ですねテレビやマスコミはばんばん宣伝してですね、それで特産品がいただけてものすごい得なんですよと、そういうやり方なんです。それで例えば先週の金曜日、有名な番組があるんですね。スマップの中居正弘さんがやってる金スマってね番組、そこで一人農業の渡辺さんがですよ、とうとうふるさと納税を積極的にやった。何か所にも1万円をやっぴりやって、お魚だ、

野菜だ、いろんなものをですねもらって、ああ良かった良かったってやってるんですね。そんなにございますから、今課長の答弁の中でやはり美瑛の農産物あるいは畜産物、そういう特産品もこのサイトって言ったらかわいいんですが、チャンネルですね、要するに販売、役場の方もあるいは商工会の、あるいは観光協会の、全国をまたにかけて美瑛町の特産品を販売PRやってるわけですが、こうしたふるさと納税、今もそういうちょっとしたブームになってますんで、そういう特産品の種類を豊富にすることによってですね、なお宣伝が可能なのではないかというような検討を今後もされていくような考察はされているのでしょうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 石井総務課長。

○総務課長(石井典夫君) まず、1点目のマイナンバー制度についての再質でございますけども、これについては先ほど私が冒頭で申し上げました、国の方から具体的な情報というのは入ってきておりません。ですからマイナンバーという部分については、これとこれとこれということで概略を申し上げました。私どもの方もそれ以上の情報はまだいただいていないということでひとつご理解をいただきたいと思います。なおかつ活用できるものについては、法律で定めるところにということが入ってますんで、法律の中にそれが入ってなかったら条例を制定すればできるのかっていう部分もあります。その辺の関係もまだ見えてませんので、その辺についてはまだ、先ほども申し上げたとおり全容が明らかになった段階ですねご説明をさせていただきますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。それから住基カードの関係でございますけども、これについては有効期限まで利用できるというような情報はもらっております。ただし、個人番号カードと重複所持はできないということですから、両方の番号を使ってどうかというのはちょっと無理なのかなと思います。いずれにしても有効期限までは利用できるということですので、当然この辺も条例等の整備が出てくるんだろうなというふうに理解してます。いずれにしてもまだ概要が見えませんが、あくまでも本当のアウトラインということですので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それからふるさと納税の関係でございますけども、確かにいろんなブームでですね1人の方があの町から米、この町から肉、この町から農産物、この町からは何とかというようなことをされてるそういうテレビ番組も見ました。それはそれでですね利用される方の自由ですので、あえてコメントする必要はないのかなというふうに思います。制度があるわけですからその制度にのっかってですね、それぞれの方々が有効にその制度を活用されて、そしてそれぞれの町の特産品を入手されてですね、そしてそれを味わってもらおうと。そして美味しかったらそれをまた隣近所に広めてもらうということで効果が十分あるんだろうなというふうに理解しておりますので、それはそれでよろしいかなと思います。今、町の方で今回見直しをしているような1万円未満はこういったもの、3万円未満はこういったもの、3万円を超える場合はこうだとい

うようなことで、とりあえずスタートいたしましたけども、これについてもそれぞれ新しいいろいろなものが出てきたときにはどんどん見直しをしてですね、そして少しでも美瑛町を身近に感じていただけるような、そういった商品の情報発信と言いますかね、そういったことをしていきたいというふうに考えております。いろいろなものがまたありましたら逆に情報をいただければ、即対応できるものについてはやっていきたいなというふうに思います。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 簡潔に。7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。最後1点だけ。ふるさと納税の町のホームページを調べたかぎりでは、新しい肉の関係とかねそういう部分の特産品、まだお知らせがなされていないようなんですね。ホームページ上に。だから、今見たら実際に載ってないということなので。ホームページは、やはり今インターネットはすごく大事なので、その辺速やかにホームページでお知らせ、来月から始まるということであればですね。その部分、豚肉とか牛肉素晴らしいと思いますので、速やかなホームページの書き替えが必要でないかと思いますが、どうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、石井総務課長。

○総務課長(石井典夫君) それにつきましてはですね、現在パッケージでございますけれども、ホームページに載せるにもですね非常においしく見えるようにですね、そういったデザイン等々を工夫しております、来週にはセットアップされるというふうに今確認いたしましたので来週には載ると思います。よろしく願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) はい、他に質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) 4番杉山です。私も情報管理費のマイナンバー制度について質問させていただきますが、課長言われたように具体的な中身が、情報が一切国から来てないということをおっしゃると、なかなか聞きづらいんですけどね。私は、住基ネットが導入されたときのことを思い出してるんですけども、あのときも大変問題になったわけですね。全国の中でいくつかの自治体が最後まで抵抗したりとか、裁判にもなったか、そういう問題が起きました。そのときも危惧というか、そういうものを持ってたんですけども。今回のマイナンバー制度というのは、そのときに抱いた危惧というものがまさにこういう形でいよいよ出てきたかなという、そういう思いを強くしてるんです。情報は、いろいろちまたで出ておりますからね、それに基づいて私もいろいろ判断してるんですけども。結局、年金だとか労働だとか、福

祉、医療、税、災害対策、これだけの分野に及びますと、個人の情報というものの分量たるや相当なものが一つにくくられて、しかも各機関にそれらが使われると。民間業者も個人ナンバーというものの、どういうふうに言ったらいいんでしょうかね、申請だとか登録に入ってくるわけですから民間業者も関わっていくと。扱われるだろう情報というのは、今言われたようなことを想定していけば個人の収入はもちろん働いてきた経歴ですとかね、言ってみれば首になったりとか、そういう職歴なんかも含めて病歴あるいは資産そのもの、あるいは税金の滞納歴、そういったことも全て一元管理されていくようなものになるのではないかと。そういうものを国家が一人一人に番号をふって、そして一括管理する。しかも、今現状では情報の漏えいを防ぐ手だてというものは生み出されてないと。現実にはいろんな所で個人情報が出回っていて問題になっておりますけれども、そういうものをこれだけの莫大な金額をかけて導入するわけですよ。ですから、相当この後の対応は慎重にしていかなければならないのかなというふうに、まず私は率直に思います。住基ネットのときにもそういうことで最後まで抵抗した自治体なんかもあるわけですから、国が法で決めたからといってただ右から左へと導入していくっていうことが、本当に今回の法案の場合妥当なのかどうかということも十分含めた上で判断されるべきではないかなというふうに思いますが、答弁できる範囲でお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 答弁をいたします。地方自治体の運営の中で我々がどういうことを見据えて住民の方々の暮らしですとか、それから産業、また教育だとか文化だとか、そういった全般の業務をしていかなきゃならんかっていうのは、非常に一本線が引かれてるのはもう引かれているわけでありまして、やはり議員ご指摘のとおり、国がこういうふうにやったからそれに追従してただやるだけでいいのかという論議、やはりあるというふうには思っています。しかし一方で、国で、法律で決まるということは国民の判断という言い方がやはりできるわけでありまして、地方自治体としては基本的には地方自治体の業務は条例を基本にして業務を行わざるを得ないと。法律の部分については、町村としては法の基本に基づいて取り組みを進めていくということにならざるを得ないというふうに思っています。ただ、心情的にはですね議員ご指摘のとおり、住民基本台帳のときもですね非常に大きな課題、問題等は整理されながら、あれだけのお金を使ってどれだけ使われたのかと。壮大なる無駄遣いをしているわけですが、権力というのはそれに対しての反省というのはないわけですね。そういう意味で言いますと、今議員ご指摘のような部分について我々も住民の生活なり権利なり、そういった部分に問題が発生する可能性があるような案件についてはですね、常時注意を払いながら法に基づいた業務の施行について、条例等もこれから作成されていくことになると思いますけれども、十分に配慮をしながら意見を申し上げるとは申し上げながら対応していくということ、今の

時点ではですねそんな考え方でいるということでご理解いただいて答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。次に進みます。議案集の10頁から13頁、第4款衛生費から第6款農林水産業費までについての質疑を許します。

（「はい」の声）

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。第3目予防費、説明欄の（1）予防接種事業455万7千円について事業内容など伺いたいと思います。本件事業は、水ぼうそうあるいは肺炎球菌ワクチンの予防接種だということで伺いました。この具体的な事業内容なんですが、対象者や対象者の数、それから具体的な自己負担額などはどのようなことになるのでしょうか伺います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原 悟君） 予防費につきましてご説明申し上げます。このたびの国の関係法令の改正に伴いまして、水ぼうそうと高齢者の肺炎球菌の予防接種が定期接種になるということになりました。実施時期は10月1日からということになります。最初に水ぼうそうの予防接種についての事業内容をご説明させていただきたいと思いますが、生後12か月から3歳未満の子供さんと経過措置といたしまして3歳から6歳未満の子供さん、合わせて350人程度を今見込んでいるところですが、その子供さん方に予防接種を行いたいというふうに考えております。この水ぼうそうの予防接種につきましてはA類疾病ということに区分されます。つまりA類疾病というのは、人から人へ伝染することによって蔓延を予防するための集団的な予防ということでありまして、それに従いまして接種料は無料ということになります。先ほど申し上げましたように約350人程度の接種者見込みの中で、245万7千円程度の予防接種費用を補正予算としてお願いするものであります。

次に高齢者の肺炎球菌の予防接種につきましてですが、こちらはB類の疾病の予防接種ということになります。B類といいますのは個人の発病と、その重症化予防を個人予防することを目的とするということになります。事業内容につきましては、原則としては65歳、70歳、75歳、以下5歳刻みの高齢者の方が対象となりますが、例外といたしまして60歳から65歳の方の心臓ですとか腎臓ですとか呼吸機能などに障害を持つ方も対象になるということになります。この65歳以上の接種に係る費用といたしましては194万円程度というふうに予算の補正をお願いしているところですが、先ほど申し上げましたとおり肺炎球菌はB類の疾病にあたるということで接種費用は個人負担が生じるということになります。

町といたしまして医師会などと委託契約をいたしましたのは2700円の接種料が必要ということになります。これは、この周辺町村全て同じ額になるかと思えますけれども、このまま委託契約のままでありますと2700円という額が個人負担というふうに求められることとなりますけれども、美瑛町単独の助成といたしまして1人当たり1200円を助成しましょうということでもあります。1200円を助成することによって自己負担金は1500円に抑えられるということになります。助成する目的といたしましては、高齢者の健康維持ですとか負担軽減による受診率の向上ですとか、さまざまな効果を狙っているということでもあります。実際に接種する方、先ほど申し上げましたとおり65歳から現在100歳くらいの方もいらっしゃるんですけども約800人程度いらっしゃいます。過去に自分で接種された方もおりますし、そういった方々の見込みといたしまして約40%を見込みまして330人程度が接種されるんでないかというふうな見込みで予算の計上を行っているところであります。繰り返して申し上げますけれども、この助成につきましては町単独事業ということでありまして、他の町村では実施しないで2700円という負担を個人負担に求めるところもあるということをご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。まず高齢者ですね肺炎予防ワクチンについての患者の負担額1500円ということと消費税分が加わるんだろうと思うんですが、全額は一般財源で455万7千円となってるんですが、私の勉強不足なのか分からないんですが、総務省が支援することになっている肺炎予防ワクチンの費用、およそ3割がですね地方交付税で支援を受けられる、特交だからこのような財源内訳になるのか分かんないんですが、実際にそういう特別交付税の措置とか、そういう国の財政支援はないのでしょうか、あるのでしょうか、まず1点伺います。

2点目ですが、本当は2700円で本町は1500円だから随分お安いと、1200円も得だということは素晴らしいことなんですが、負担になる高齢者としてはできるだけ少ない方がよいということがありまして、例えばインフルエンザの負担は例えば1千円と消費税程度ではなかったかなというふうに理解してたんですが、こうした同額程度の負担だと分かりやすいんでないかと思うんですけども、そういったことがご検討いただいたんでしょうか伺います。

それともう1点ですね、周知徹底方法について伺うんですが、一般質問も私したんですけど、水ぼうそうが毎年100万人が軽症だと言っても感染する、あるいは成人の肺炎予防の部分なんかでも細菌性肺炎というのはやっぱり年間同じように100万人も罹ってしまうんだと。特に高齢者の肺炎というものでは年間3万人もの方が亡くなるという死亡原因ともなってるわけで、やはり患者数をこの予防接種によって大きく減少させるということが期待されています。

今40%を目標にしてる、ちゃんと目標も掲げてですね、そして接種率を向上させるというふうにご努力なさるといってございまして、本当に素晴らしいと思っているんですが、今後はやはり周知徹底方法、例えば個別の通知だとか電話とか文書という通知などの方法というものなども検討されているのか、子どもたちの分は学校を通じて集団的にやるのか、その点3点伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長(藤原 悟君) まず1点目の財政支援ということについてでありますけども、私もちょっと財政の専門ではありませんので詳しくは申し上げられませんが、国からの情報によりましては、これは交付税措置になるというふうに聞いているところです。ただ、10月1日からの施行ですから当初からあるかどうかは、そこはちょっと申し上げることはできません。

負担金についてです。高齢者のインフルエンザは1千円、今年から消費税上がりまして1080円という形になろうかと思っています。これもB類に属するわけですけども、このたびの1人当たり1200円の助成ということはですね、根拠といいますか、事業の内容といたしましては全体接種費用の約2割程度で助成をさせていただきたいというような考えのもとで助成額を設定いたしました。昨年も風疹というようなことで全国的に風疹予防ということも出ましたが、その際においても町の単独助成といたしまして2割の助成ということを検討し実施したところでありまして、そういった2割ということをご理解いただきたいというふうに思っております。

最後の点なんですけども、40%というのは努力目標でなく、本当は全員の方に受けていただきたいというふうに思っているところです。ただ、予算立てとしてはその程度、現時点では40%の予算を立てたということでありまして、この先たくさんの方が受診されるようであれば、また増額の補正予算をお願いしたいというふうに考えているところであります。

あと周知方法についてなんですけども、10月1日ということですので、今この制度といいますか、この助成内容がですねお認めいただきましたら防災無線ですとか広報へのチラシの折り込みですとか、あと対象者へはですね個人通知を差し上げたいというふうに思っているところです。以上です。

○議長(齊藤 正議員) はい。その補助等。

(「はい」の声)

はい、総務課長。

○総務課長(石井典夫君) 1点目の財源のご質問でございまして、藤原課長が申し上げたとおりでございまして、普通交付税はもう算定終わってますんでね年度途中の法改正等々に

伴う特殊財政需要額というようなことで、特別交付税の算定の中にですね当然これは入れていかんきゃならんことだというふうに思ってます。その項目が仮に無いとすればですね、この事業自体が過疎のソフトの案件にこれは適応しますんでね、最終的にそういった有利な財源等々を交付税が無理であれば、特交等でつかなければですねそういったことも考えていきたいというふうに考えてます。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

11時10分まで休憩いたします。

休憩宣告（午前10時51分）

再開宣告（午前11時10分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案集の14頁及び15頁、第7款商工費についての質疑を許します。

（「はい」の声）

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。商工費の説明欄の（1）美瑛町消費活性化事業交付金2500万円について伺います。本件事業は、先ほどの説明を受けました商工会のプレミアム商品券発行事業に対する補助金であると伺いました。そこで昨年度と同様だろうとは思いますが、本年度の本件事業の内容ですね、について伺いたいと思います。

また、特に買い占め防止対策なども、どのようになっているのか伺いたいと思います。

それと3点目ですね。昨年度も実施していると思います。昨年度の状況を踏まえた中で、本件の事業の取り組みということで変わった点などあったのでしょうか。商品券は昨年も完売はされたと思いますが、どのような状況でしょうか伺います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、武井課長。

○経済文化振興課長（武井一真君） 商工会が発行いたしますプレミアム商品券の関係のお尋ねでございます。まず1点目でございますが内容ということでございます。昨年度とほとんど内容については変わってございません。500円の商品券を23枚つづりにして額面1万1500円、15%のプレミアムということでございますので、ご本人は1万円値のお金を出すと15%のプレミアムで1500円のプレミアムが付いた券を買えるということでございます。発行枚数につきましては1万5400セット、額面にしまして1億7710万円ということでございます。1人が購入できる限度額ということで以前は10万円という数字を扱っておりましたが、ここのおところはお1人は5万円を限度と、それから1世帯が30万円限度、すなわち6人分以上の人がおられても限度額は6人分とさせていただくということでございます。買い占

め対策ということで、今申し上げた部分が買い占め対策ということになるかと思えます。併せまして、本券を発行するにあたり身分を証明できるものをご持参いただくと。併せまして同じ人が2度来ることのないチェックをさせていただくということでございます。

それと、昨年度の物につきましては先ほど言いました額面全て完売をしておりますが、昨年2週間ほどの申込期限でやりました。ところが期限内に完売に至らなかったため、本年につきましては期間を3週間ということで1週間延ばさせていただきました。これは各それぞれの方の給料日等々の関係もあると思えますので、今回につきましては3週間ということで実施をさせていただくところでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) もう1点ですね再度伺いたいんですけど、本件消費活性化事業では商店街の商工会さんが町内の加盟される商店街とともに共同して一大事業として行われるわけですが、町内の消費者の皆さんに対する商店街独自の関連事業、サービス事業ですね、これはどのようなことになるのでしょうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、武井課長。

○経済文化振興課長(武井一真君) はい、これにつきましても現在伺っているものにつきましては昨年同様にですね、その1万円つづり23枚のものに番号をふってございまして、それによります抽せん会を実施いたしまして商店街が持ち寄ったものをプレゼントするというような企画は考えております。なお、あとここにですね去年も一部数店の方がですねチラシ等をご覧になればお分かりだと思んですが、これに合わせたですねプレミア的ないろいろな販売方法をやられたケースもございまして。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 他に質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) 4番杉山です。町民センター費について質問いたします。美丘ホールに空調設備を付けるということですがけれども、今まで私も美丘ホールにクーラーが入っていないことは知らなかったわけですがけれども、今年の夏に会場に入ることがありまして相当高い温度になっていたのを記憶してるんですけども、今回ようやくクーラーが入るということで美丘ホールもますます活用しやすくなったかなというふうに思っております。ここで計上された費用が780万円ということですがけれども、これだけの容積を持った会場に対するクーラーとして能力ですとか、そういったものが十分適してるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、嵯城室長。

○文化スポーツ推進室長(嵯城和彦君) 今、お話ありました能力等についてでございますが、失礼します資料を見させていただきます。25キロワット相当の冷房装置を3基付けさせていただきます。可動席の後ろの方からですね館をぐっと冷やすのではなく、座っている方をですね優しい風でですね何とかですね心地良い空間づくりをしたいということで何とか間に合うのではないかとこのように思っております。

○議長(齊藤 正議員) はい、他に質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、11番角和議員。

○11番(角和浩幸議員) はい、11番角和でございます。私からは2点お伺いさせていただこうと思います。まず第1点目、第2目商工業振興費、美瑛町消費活性化事業について、プレミアム商品券についてでございます。この事業だけでなく全ての事業に言えることだと思えますけれども、この事業実施に当たっては必要性を毎年毎年勘案して去年やったから自動的に今年も行うものではないということであるのは言わずもがなのことだと思えます。今年この事業を行うにあたりまして、昨年と比べて考えましてちょっと違うところの1点は消費税でございますね。ちょっとこの項目でお伺いするのは外れるのかもしれませんが、消費増税によりまして町内の消費動向どのような影響があったのかどうかということと、もう1点、そのことを踏まえて今回のこの商品券の発行に至ったと思うんですけども、その間の考察の経緯につきましてお伺いさせていただこうと思います。

もう1点、第2項、第4目郷土資料館費でございます。アスベストの撤去ということでございますけれども、もちろん安全性確保のためにアスベストの撤去は重々に厳重な体制で行うと思えますけれども、アスベストと言いましても何か種類があるそうです。どの程度、何て言うんでしょう、ある意味危険なアスベストだったのか、あるいはそれほどでもないアスベストが含まれていたのかどうかという点をお伺いします。それともう一つ、当然のことですけれども解体作業に当たられる方はもちろん近隣への飛散を防止しなければならないということでございます。どのような対策をとられるかにつきましてお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、武井課長。

○経済文化振興課長(武井一真君) はい、私の方から1点目のプレミアム商品券の関係についてお答えをしたいと思います。この事業の必要性ということでございますが、議員がおっしゃるとおり4月に消費税が値上がりしました。その関係で昨年も実施してきたわけですが、町内の経済をですね維持するという意味から今回させていただきます。さらに、新聞紙上等でも出

ておりますが電気料金の値上げ等も今後あるように思っております。そんな中で、いくらかでもですね消費者の方の負担軽減を図るということでございます。それとちょっと非常に難しい質問でございますが、商工会あたりの方から聞いている消費税が上がったことに対する影響ということでございますが、新聞紙上等でも全国的に同じなんだろうが、値上げをした4月以降ですね、4、5、6ぐらいにつきましてはやはり一時落ち込んだというふうに聞いてございます。ただ、その後はですね昨年並みと言いますか、それに戻ったというふうに聞いてございますが、実際の詳しい数字につきましてはですね、今後商工会と十分協議しながらその辺の分析をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、嵯城室長。

○文化スポーツ推進室長(嵯城和彦君) はい、アスベストについてでございますが、大気汚染防止法の一部改正により旧郵便局のアスベスト調査をした結果ですね、煙突の内壁からレベル2のアスベストが検出され、また2階の床材からレベル3のアスベストが検出されました。レベル2につきましては、飛散性があることから煙突部分をですねテント等で囲ったあと特殊な薬品で内部をコーティングしたあとですね撤去作業をする予定でございます。また、レベル3の床材につきましては、飛散性が無いことから床材を剥がし撤去する予定でございます。また工事する際につきましては、近隣の住民の方につきましては解体工事等期日、内容等をですねご説明したあとにですね工事に入っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(齊藤 正議員) はい、他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の16頁から19頁まで、第8款土木費についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の18頁及び19頁、第10款教育費から第12款諸支出金までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の6頁及び7頁、歳入全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の2頁から5頁まで、平成26年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに第2表地方債補正についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第2号についての質疑を終わります。

次に、議案第3号についての質疑を行います。議案集の20頁から25頁まで、平成26年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第3号についての質疑を終わります。

次に、議案第4号についての質疑を行います。議案集の26頁から31頁まで、平成26年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第4号についての質疑を終わります。

次に、議案第5号についての質疑を行います。議案集の32頁から37頁まで、平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号についての質疑を行います。議案集の38頁及び39頁、平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算の条文及び補正予算説明全般についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第6号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号についての質疑を行います。議案集の40頁及び41頁、平成26年度美瑛町立病院事業会計補正予算の条文及び補正予算説明全般についての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。41頁、収益的支出、第1款、第1項、第3目経費、雑費の節、補正額300万円。処方箋入力システム補助について伺いたいと存じます。本件事業は、町立病院の処方箋のシステムが変わるといふふうに聞いていますが、専門的なことはよく分らないんですが、例えば手書きじゃなくてですね、例えば電子カルテのようにパソコンに入力されるようなものになるのでしょうか。今までとどんなような違いがこのシステムにはあるのでしょうか伺います。

それからもう1点なんですが、今年4月からですね旭川市の医師会では、医大、道北病院昔のですね、それから市立病院、厚生病院、日赤の5つの公的な病院をはじめですね、深川だ、留萌だ、富良野だ、の公的な病院がみなさんで患者さんの情報をシステム化して共有する地域の医療連携のネットワークシステム、これが稼働を実際いたしております。それでですね、本町はこの処方箋の入力システムが変わることによってですね、こうした診療情報の共有とかですね、ということで活用は本町の病院のお医者さんも可能になるのか、関係ないのかどうなんでしょうか伺います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、古本事務局長。

○事務局長（古本 彰君） はい、ご質問の内容は今回の処方箋システムの補助に係りますシステム自体の内容、これまでとの違いということと、もう1点はおっしゃってます地域連携システムとの関わり合いということかと思えます。まず第1点のシステムの内容、これまでとの違いということですが、議員がおっしゃってましたように、これまでの患者さんへの投薬の処方箋は先生が手書きで行ってました。それを処方箋の発行を機械化することです。具体的には外来の内科、外科、眼科の各診療室に処方箋の入力するための端末を設置しまして、医師が投薬内容を入力して処方箋を発行するという内容です。ですから、これまでは手書きだったものを機械化で行うということです。

それと2点目の地域連携システムとの関わり合いということですが、これはあくまでも町立病院の中での処方箋の発行の方法が機械化なるということで、地域連携システムとの関係というのは直接は何もございません。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員でございます。それでですね、じゃあ処方箋の入力システムが電子化されたということですね、今後町立病院を診療される患者さんが、診療後ですね、終わった後の会計などの待つ時間がですね短縮されるとかですね、患者さんの為のですね効果というものは期待できるものなんでしょうか。そういうものとは全く無関係なんでしょうか伺

います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、古本局長。

○事務局長(古本 彰君) 今回の処方箋システムを導入することによっての効果という部分に質問をいただきました。患者さんへのサービスにつながるかという内容で質問を受けましたが、当然のように患者さんへのサービスにつながることでシステムの導入というふうに考えております。具体的な効果という部分で言いますと、1点目は患者さんの待ち時間の短縮という部分で、これは先ほども言いましたように、これまでは先生が手書きで処方箋を書いていたので一人一人の患者さんの診察が終わった後にそれじゃ薬出しておきますねということで、それから患者さんが診察室から出て待ってもらって、それで診察が終わった後に先生が手書きの処方箋を書いていたということで、それと比べると処方箋のシステムを機械化することで、その機械化の中にこれまで使用していた薬のものが全て登録されますので、以前の投薬してた内容等も全部取り込みますので、それで機械的に患者さんへの処方の内容、ボタン操作と言いますかで行いますので、これまでよりは確実に時間の短縮になると思います。それで、今まで特に手書きでしたので薬の名称によっては名称の長いものですとかで先生が書き損ねて訂正したりするとかっていうこともありましたが、機械化によってそういうことも解消されるということになります。同じく待ち時間の部分で言いますと、このシステムを入れることで会計側、薬局側の端末ともシステムをつなぎますので、処方箋システムの方で入力した薬の内容がそのまま会計側のシステムにもつながります。これまでは手書きの処方箋の内容を含めたものを会計窓口で全てカルテを見てその日の診療内容を入力してから計算してたんですが、その部分で言いますと投薬の部分が全てシステムの中でつながっているんで、それを取り込んで計算することになりますので会計の窓口での待ち時間も解消になるかというふうに考えてます。それとあとは薬の中身で言いますと、病院では現在1100種類くらいの薬を使ってるんですが、うち10%程度が後発医薬品、ジェネリック医薬品ですねを使ってるんですが、先ほど言いましたように手書きしていった時点での処方箋では、特にジェネリック医薬品というのが名称が長いものが多くて、また似た名称のものが多かったというふうに薬局の方から聞いてますが、そういうものも全部機械化の中でボタン操作でできますので、手書きしてたときよりは書き損じですとかということでの時間のロスが解消されるということがあります。それと同じくこのシステムを導入することで、今言いました病院で使ってる薬のうち後発医薬品の割合を増やす考えを持っています。そうすることで、結果的には患者さんの医療費の一部負担の軽減、医療費の軽減にもつながるかと思えます。以上のような効果が期待されるというふうに考えております。以上です。

○議長(齊藤 正議員) はい、他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第7号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。6案件の討論は一括行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、6案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは6案件について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第2号から議案第7号までの6案件についての討論を終わります。

これから日程第2、議案第2号の件を採決します。議案第2号、平成26年度美瑛町一般会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第3号の件を採決します。議案第3号、平成26年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号の件を採決します。議案第4号、平成26年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号の件を採決します。議案第5号、平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第6号の件を採決します。議案第6号、平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第7号の件を採決します。議案第7号、平成26年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 教育委員会委員の任命について

○議長（齊藤 正議員） 日程第8、議案第8号、教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 議案第8号の提案理由の説明を私の方からさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。まず議案文を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

委員の任命について同意を求める案件であります。任命をお願いをする方は小野寺氏、平成24年10月から教育委員会委員として務めていただいております。教育行政の発展に、そしてまた子供たちの健全な学校運営等、現在1期目で活躍をいただいているところであります。今回9月30日で任期満了となりますので、小野寺氏の教育委員会委員の再任について議会の同意をお願いするものであります。なお、委員の任期であります4年ということで平成26年10月1日から平成30年の9月30日ということでの提案であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論であります。省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第8号の件を採決します。議案第8号、教育委員会委員の任命についての件を同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は同意することに決定しました。

○議長（齊藤 正議員） 日程第9、議案第9号、請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、武井経済文化振興課長。

（経済文化振興課長 武井一真君 登壇）

○経済文化振興課長（武井一真君） 議案第9号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案集は43頁になります。商店街コミュニティ施設整備事業につきましては、平成26年8月の臨時議会におきまして補正予算を計上し、議決をいただいたところであります。交付金を有効に活用するため地域活性化効果実感臨時交付金を充てることとしておりますが、本交付金につきましては平成26年度中の交付金であることから、工事をその1、その2の2つに分割し発注することとさせていただきます。今回提案する議案につきましては、工期を平成27年3月19日までとさせていただきます。請負契約の締結につきましては9月12日に入札を執行し、株式会社清水組と仮契約を締結しております。それでは議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

参考資料といたしまして工事内容、工期、その他入札指名業者名等を記載しておりますが朗読は省略させていただきます。以上で議案第9号の提案理由とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第9号の件を採決します。議案第9号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤 正議員） 日程第10、議案第10号、財産の取得についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、大西農林課長。

（農林課長 大西能正君 登壇）

○農林課長（大西能正君） 議案第10号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は44頁になります。美瑛町では、美瑛町森林組合から町へ民有林の購入要望がなされたことから当該民有林の持つ社会的役割、土地の価格、流木価値や今後の山林保育の見通しなどを総合的に判断し、財産として取得することが適当であると判断いたしましたので、美瑛町民有林環境保全基金を活用して取得することとし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。なお、取得後につきましては一般会計の財政状況を見ながら適当な時期に町の行政財産として購入をしております。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第10号の件を採決します。議案第10号、財産の取得についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤 正議員） 日程第 1 1、議案第 1 1 号、財産の取得についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、宮崎管理課長。

（管理課長 宮崎敏行君 登壇）

○管理課長（宮崎敏行君） よろしくお願いたします。議案第 1 1 号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は 4 5 頁になります。今回取得予定のスクールバスは、平成 1 5 年度に購入したもので現在 1 1 年が経過し走行距離は 3 2 万 2 千 km を超えたことから、通学児童生徒等の安定輸送のため購入をお願いするものでございます。9 月 9 日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案第 1 1 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 1 1、議案第 1 1 号の件を採決します。議案第 1 1 号、財産の取得についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第 1 1 号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 2 号 財産の取得について

○議長（齊藤 正議員） 日程第 1 2、議案第 1 2 号、財産の取得についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、宮崎管理課長。

(管理課長 宮崎敏行君 登壇)

○**管理課長(宮崎敏行君)** 議案第12号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は46頁になります。今回取得予定の学校教材用パソコンは、平成20年度に購入したもので6年が経過し教育教材の整備のため更新を行うことから購入をお願いするものでございます。9月9日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長(齊藤 正議員)** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第12号の件を採決します。議案第12号、財産の取得についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

○**議長(齊藤 正議員)** 午後1時まで休憩いたします。

休憩宣告(午前11時51分)

再開宣告(午後1時00分)

○**議長(齊藤 正議員)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

○**議長(齊藤 正議員)** 日程第13、議案第13号、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井典夫君 登壇)

○**総務課長(石井典夫君)** 議案第13号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は47頁、改正に伴う新旧対照表は資料の2頁になります。根室北部廃棄物処理広域連合の加入に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○**議長(齊藤 正議員)** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第13号の件を採決します。議案第13号、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 姉妹都市提携の解消について

○**議長(齊藤 正議員)** 日程第14、議案第14号、姉妹都市提携の解消についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井典夫君 登壇)

○**総務課長(石井典夫君)** 議案第14号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は48頁になります。昭和48年6月18日開会の第5回美瑛町議会定例会で姉妹都市提携の議決をいただいたオーストリア共和国ザルツブルク州ザールバッハ町について、平成2年3月宮

様スキーマラソンのワールドクラシック加盟申請のためフランスへ渡航した際、町職員2名が表敬訪問してから両町による交流訪問等の提携実態がないことから、姉妹都市提携について解消するべく議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第14の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第14号の件を採決します。議案第14号、姉妹都市提携の解消についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

日程第15	認定第1号	平成25年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	認定第2号	平成25年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	認定第3号	平成25年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	認定第4号	平成25年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	認定第5号	平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第6号	平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第7号	平成25年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
日程第22	認定第8号	平成25年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

○議長（齊藤 正議員） 日程第15、認定第1号、平成25年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第16、認定第2号、平成25年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第17、認定第3号、平成25年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第18、認定第4号、平成25年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第19、認定第5号、平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第20、認定第6

号、平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第21、認定第7号、平成25年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件及び日程第22、認定第8号、平成25年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題とします。

まず、認定第1号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井典夫君 登壇)

○**総務課長(石井典夫君)** 認定第1号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集の49頁になります。平成25年度の美瑛町一般会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。それでは最初に議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊の平成25年度美瑛町各会計決算書と平成25年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により決算の内容についてご説明を申し上げます。

最初に、平成25年度美瑛町一般会計歳入歳出決算書について決算書により説明をいたします。決算書の1頁になります。歳入歳出決算書の歳入から説明をいたします。歳入合計額のみ読み上げます。3頁になります。3頁の1番下になります。歳入合計、予算現額121億855万2千円、調定額112億4396万9743円、収入済額110億8452万2111円、不納欠損額1096万2262円、収入未済額1億4848万5370円、予算現額と収入済額との比較100億2352万9889円の減ということでございます。

続きまして5頁になります。歳出について説明をいたします。7頁の合計額のみ申し上げます。歳出合計、予算現額121億805万2千円、支出済額107億1098万6964円、翌年度繰越額11億9405万円、不用額2億301万5036円、予算現額と支出済額との比較13億9706万5036円。歳入歳出差引残額でございます、3億7353万5147円。9頁以降の歳入歳出決算事項別明細書と157頁の充用内訳は説明を省略させていただきます。

158頁の実質収支に関する調書になります。実質収支に関する調書は区分、金額の順に読み上げます。1歳入総額110億8452万2111円、2歳出総額107億1098万6964円、3歳入歳出差引額3億7353万5147円、4翌年度へ繰り越すべき財源(1)継続費逓次繰越額0円、(2)繰越明許費繰越額2億32万3千円、(3)事故繰越し繰越額はございません。計2億32万3千円、5実質収支額1億7321万2147円の黒字でございます。6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。次の頁以降の財産に関する調書は説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告により説明をいたします。1頁をお開きください。平成2

5年度美瑛町一般会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により平成25年度における主要な施策と、その成果について報告をいたします。以下、1総括を抜粋し朗読し説明にかえさせていただきます。

以下、6行ほど省略し6行目からになります。本町からになります。本町の財政状況は、一般会計における地方債残高が前年度対比5億4400万円増の128億2800万円となりました。増額の要因については、これまで懸案となっていた学校耐震化事業など財政運営計画において優先順位の高い大型建設事業を、平成24年度国の緊急経済対策において示された地域の元気臨時交付金や交付税算入率の高い補正予算債を活用して有利な財政措置の中、平成24年度の繰越明許事業として前倒しにより実施したことによるものでございます。また、安心して安全なまちづくりをより一層推進するべく、防災対策事業として取り組んだ防災施設設備の整備や白金牧場線のシェルター改修などを、平成25年度に創設された緊急防災減災事業債を活用して実施したことにより地方債残高が増額したということでございます。平成25年度末においては、普通交付税の不足額を補填する臨時財政対策債年度末残高30億300万円を除く実質的な地方債残高は98億2500万円となりました。また、一般会計基金については、土地開発基金を除く対前年度比4億600万円増の36億3600万円を保有することができました。引き続き町民の皆さまの健やかで快適な暮らし、丘のまちびえいのさらなる発展を目指しつつ健全な財政運営を推進してまいります。

以下、7行ほど省略させていただきます。平成25年度からになります。平成25年度の主な振興策としては、防災対策では非常用発電機の整備、災害時避難者等輸送バスなどの災害対策車両の配備、防災、災害時必要資機材の整備を行いました。

地域振興では、北海道大学との連携により観光を基軸とした地域の発展を目指す取り組みを進め、札幌市立大学との連携からは憩ヶ森公園再整備に向けた検討など、芸術文化を取り入れたまちづくりを推進しました。また、都市と農村の交流から生まれる新たな地域づくりを展開するべくヤフー株式会社と基本合意を交わし、相互交流による人材育成や活力ある地域社会の形成を目指す取り組みを始めました。また、課題となっている休校校舎の活用について、旧旭小学校を人材育成研修施設として改修するための設計を行いました。

農業振興では、旧北瑛小学校に地元の農畜産物の販路拡大や都市と農村交流の促進等を目的とした美瑛町北瑛小麦の丘体験交流施設を整備いたしました。また、美瑛町農業協同組合が施工した美瑛小麦工房、大豆高品質化対策、美瑛産米高品質化対策の支援を行いました。美瑛産小麦の加工事業と美瑛産米、大豆の一層の品質向上が期待されます。また、高収益作物振興対策補助として、トマトの増反に向けたトマト用ハウスの設置支援を行いました。主要施策である中山間地域等直接支払制度交付金事業においては、新たに雌雄選別精液助成事業や育成預託費助成事業に取り組みました。

以下、3行ほど省略をさせていただきます。商工業の振興では、長年使用されていない店舗跡地を購入し、町民が集いにぎわいのある市街地となるよう施設整備に係る実施設計に取り組みました。

観光振興では、アップル社壁紙に採用され脚光を浴びるなど青い池の人気等により国内外からの観光客が増加し、入り込み数としては過去最高の149万人を記録しました。しかし、入り込みの増加に伴い観光マナーの問題がクローズアップされました。観光協会と連携したマナー啓発チラシを作成するとともに、観光アドバイザーの巡回強化などの対策を実施いたしました。

以下、2行ほど省略をいたします。福祉施策における高齢者福祉では、西町高齢者福祉住宅の外構整備、高齢者団体や敬老会への支援、各種在宅サービスを実施いたしました。また、障害者福祉では、障害福祉サービスなどの提供支援や各種交通費助成事業を実施し、費用の負担軽減と社会参加の促進に努めました。

保健事業では、美瑛町健康増進計画に基づき生活習慣病予防を柱にライフサイクルに応じた保健事業を展開いたしました。また、美瑛K・U運動の継続実施による検診受診率の向上と任意予防接種の費用助成による感染症予防の環境整備にも努めました。

医療費扶助事業については、子育て世代の負担軽減や保健福祉の向上を目的として、中学生までの医療費全額助成を継続して実施いたしました。

以下、3行ほど省略をいたします。住環境の整備では、旭町団地4号棟建設や北町団地基本設計及び1号棟実施設計などを行いました。

学校教育では、地域の特性を生かした特色ある教育活動を展開するべく、教育指導助手の配置や外国語指導助手の複数配置、心の教育相談員の学校巡回、夏休みなどの長期休業中における小学生学習ルーム事業を継続して実施し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努めました。また、平成25年度より就学支援として学校給食の無償化に取り組みました。学校施設では、美瑛町耐震改修促進計画に基づき美瑛東小学校の耐震改修工事と大規模改修工事及び美瑛中学校の耐震改修工事などを実施いたしました。

図書館については、図書館フェスティバルの開催や各種イベントを実施することにより、町民が図書館に親しみやすい環境づくりに努めました。

生涯学習振興では、各種学習機会の提供、文化スポーツ活動の推進と社会教育関連施設の有効活用を進めるとともに、国立大雪青少年交流の家との事業連携を図りました。

平成25年度末における財政指標は、経常収支比率が80.7%、一部事務組合や公営企業会計などに対する元利償還金への繰出金なども含めた実質公債費比率は13.7%となり、引き続き安定した財政運営を行える状況にあります。今後とも町民の皆さまとの協働により、未来輝くまちづくりを行うため行財政運営を着実に進化させるとともに、基幹産業であります農

林業を核として、商工業、観光業等との連携がさらに蜜となる町を創造し、次世代の人材育成また次世代への財政的負担増を強いることのない住みよく明るい安心安全なまちづくりを推進してまいります。以下、4頁から51頁までは説明を省略させていただきます。以上で認定第1号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（齊藤 正議員） 次に、認定第2号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、藤原保健福祉課長。

（保健福祉課長 藤原 悟君 登壇）

○保健福祉課長（藤原 悟君） 認定第2号についてご説明させていただきます。議案集の50頁をお開き願います。認定第2号につきましては、平成25年度の美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。最初に議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、決算書の165頁をお開き願います。歳入歳出ともに合計額のみ申し上げます。決算書の165頁です。歳入合計、予算現額135万9千円、調定額1610万9021円、収入済額296万7314円、不納欠損額250万2195円、収入未済額1063万9512円、予算現額と収入済額との比較160万8314円。

次に、歳出の合計です。予算現額135万9千円、支出済額110万8千円、不用額25万1千円、予算現額と支出済額との比較25万1千円、歳入歳出差引残額185万9314円。以下、事項別明細書につきましては省略をさせていただきます。

次に173頁をお開き願います。実質収支に関する調書です。各項目とも区分、金額の順に申し上げます。1歳入総額296万7314円、2歳出総額110万8千円、歳入歳出差引額185万9314円、4翌年度へ繰り越すべき財源、これはありません。5実質収支額185万9314円、6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、これもありません。

次に、別冊決算に係る行政報告書の52頁をお開き願います。行政報告書52頁です。平成25年度美瑛町国民健康保険特別会計に係る行政報告。地方自治法第233条第5項の規定により、平成25年度美瑛町国民健康保険特別会計の決算について下記のとおり報告します。国民健康保険事業は、平成16年度より大雪地区広域連合において業務を行っておりますが、平成15年度以前分の遡及課税、滞納繰越などの国民健康保険税は地方税法に基づいた税であり、その税を課税権のない広域連合に引き継ぐことができないために国民健康保険特別会計を存続して過年度分の遡及賦課、徴収、還付等の会計処理を行いました。以下、歳入歳出につきましては省略をさせていただきます。以上で認定第2号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） はい、課長そのまま。

次に、認定第3号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原 悟君） はい、引き続きまして認定第3号についてご説明をさせていただきます。議案集の51頁をお開き願います。認定第3号につきましては、平成25年度の美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。最初に議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、決算書の174頁をお開き願います。決算書の174頁です。歳入歳出ともに合計額のみを申し上げます。歳入合計、予算現額1億4486万3千円、調定額1億4480万815円、収入済額1億4480万815円、予算現額と収入済額との比較6万2185円の減。

次に、歳出合計です。予算現額1億4486万3千円、支出済額1億4462万9411円、不用額23万3589円、予算現額と支出済額との比較23万3589円、歳入歳出差引残額17万1404円。以下、事項別明細につきましては省略をさせていただきます。

次に、決算書の180頁をお開き願います。実質収支に関する調書です。各項目とも区分、金額の順に申し上げます。1歳入総額1億4480万815円、2歳出総額1億4462万9411円、3歳入歳出差引額17万1404円、4翌年度へ繰り越すべき財源、ありません。5実質収支額17万1404円、6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、ありません。下段の財産に関する調書につきましては省略をさせていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の53頁をお開き願います。平成25年度美瑛町老人保健施設事業特別会計決算に係る行政報告。地方自治法第233条第5項の規定により、平成25年度美瑛町老人保健施設事業特別会計の決算について下記のとおり報告します。美瑛町老人保健施設ほの香は、本町における急速な高齢化に伴い寝たきりや認知症など介護を必要とする方々が増加することに対応し、介護認定された方々にふさわしい看護、介護や機能訓練を提供する施設として事業の展開をしてまいりました。

4行ほど省略いたします。指定管理者自らの発想を運営に生かした介護サービスを提供するとともに、介護の現場で迅速で柔軟な対応ができる体制づくりに努めました。以下、歳入歳出につきましては省略をさせていただきます。以上で認定第3号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、認定第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、大西農林課長。

(農林課長 大西能正君 登壇)

○農林課長(大西能正君) 認定第4号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は52頁になります。平成25年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。それでは、初めに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の181頁をお開きをいただきたいと思います。歳入歳出決算書につきましては合計欄のみを申し上げます。歳入予算現額3773万1千円、調定額2856万206円、収入済額2856万206円、不納欠損額収入未済額は、ともに0です。予算現額と収入済額との比較917万794円の減額でございます。

歳出予算現額3773万1千円、支出済額2856万206円、翌年度繰越額0円、不用額917万794円、予算現額と支出済額との比較917万794円の増額でございます。歳入歳出差引残額0円でございます。次頁以降の事項別明細書につきましては省略をさせていただきます。

次に、187頁をお開きをいただきたいと思います。実質収支に関する調書、四角の中でございます。1歳入総額2856万206円、2歳出総額2856万206円、3歳入歳出差引額から、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額までは0円でございます。財産に関する調書については省略をさせていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の54頁をお開きをいただきたいと思います。平成26年度美瑛町水力発電事業特別会計決算に係る行政報告書。地方自治法第233条第5項の規定により平成25年度美瑛町水力発電事業特別会計の決算について下記のとおり報告をいたします。上から3行省略させていただきますして3行の最後からなります。運転開始より10か年経過した水車部の分解による精密点検を本年度行いました。また、受注生産のために時間を要する機器の事前購入を行い、突然の事故に速やかに対応できるよう準備をいたしました。平成25年度の決算では、歳入においては当初予算に対し発電事業収入が春先の融雪の遅れにより、前年度比518万4千円の減、繰入金で前年度比149万6千円の増、諸収入1千円の減などにより368万9千円の減となり、歳入歳出それぞれの総額2816万7千円となりました。以下、歳入歳出につきましては省略をさせていただきます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) 次に、認定第5号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、今野水道整備室長。

(水道整備室長 今野聖貴君 登壇)

○水道整備室長(今野聖貴君) 認定第5号の提案についてご説明申し上げます。議案集の53

頁をお開き願います。平成25年度の白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の188頁をお開き願います。まず歳入歳出決算、歳入からです。歳入歳出も合計欄のみをもってご説明申し上げます。歳入、予算現額1494万7千円、調定額1537万7208円、収入済額1537万7208円、予算現額と収入済額との比較43万208円。

歳出です。予算現額1494万7千円、支出済額1463万1001円、不用額31万5999円、予算現額と収入済額との比較31万5999円、歳入歳出差引残額74万6207円。以下、事項別明細書は省略させていただきます。

次に、194頁をお開き願います。実質収支に関する調書の説明を区分、金額の順にご説明申し上げます。1歳入総額1537万7208円、2歳出総額1463万1001円、歳入歳出差引額74万6207円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額74万6207円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。財産に関する調書は省略させていただきます。

続きまして、別冊の行政報告書の55頁をお開き願います。平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計決算に係る行政報告。地方自治法第233条第5項の規定により、平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計の決算について下記のとおり報告します。以下、抜粋により朗読し報告とさせていただきます。美瑛町の白金泉源事業は、泉源を利用するホテル等に安定した湯量を供給するため、配管やポンプの点検、修繕を実施した他、20号井の揚湯試験及び動力許可申請を行い適正な管理に努めてまいりました。また、将来にわたって安定した湯量を確保することを目的として泉源使用料の一部を基金に積み立てしていますが、本年度は配湯施設の休業等に伴い泉源使用料収入が減少したことから積み立てを見送りいたしました。以下、歳入歳出の内容につきましては省略させていただきます。以上です。よろしく願います。

○議長(齊藤 正議員) はい、室長そのまま。

次に、認定第6号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今野水道整備室長。

○水道整備室長(今野聖貴君) 認定第6号の提案についてご説明申し上げます。議案集の54頁をお開き願います。平成25年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の196頁をお開き願います。歳入歳出決算です。歳入歳出とも合計欄のみをもってご説明申し上げます。歳入、予算現額6億5653万1千円、調定額6億2363万9

382円、収入済額6億1706万2372円、不納欠損額1万1700円、収入未済額602万5310円、予算現額と収入済額との比較3892万8628円の減です。

次の頁をお開き願います。198頁になります。次に歳出、予算現額6億5653万1千円、支出済額6億943万6776円、翌年度繰越額4200万円、不用額509万4224円、予算現額と収入済額との比較4709万4224円、歳入歳出差引残額816万5596円。以下、事項別明細書は省略いたします。

次に、209頁をお開き願います。実質収支に関する調書の説明を区分、金額の順にご説明申し上げます。まず、歳入総額6億1760万2372円、歳出総額6億943万6776円、歳入歳出差引額816万5596円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額816万5596円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありませぬ。財産に関する調書は省略させていただきます。

次に、別冊の行政報告書の56頁をお開き願います。平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計決算に係る行政報告。地方自治法第233条第5項の規定により、平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計の決算について下記のとおり報告します。以下、抜粋により朗読し報告とさせていただきます。美瑛町公共下水道事業は、公設汚水柵設置工事を行い汚水整備率81.9%となりました。終末処理場の老朽化に伴う改築更新工事は、反応タンク、最終沈殿地、消毒設備等の水処理設備、運転設備、計装設備、監視制御設備等の電気設備工事を行いました。本年度末の現況は、処理区域人口6919人、普及率は64.9%、このうち水洗化戸数3200戸、水洗化人口6583人、水洗化率としては95.1%となりました。以下、歳入歳出の内容につきましては省略させていただきます。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 正義員） はい、室長そのまま。

次に、認定第7号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今野水道整備室長。

○水道整備室長（今野聖貴君） 認定第7号の提案についてご説明申し上げます。議案集の55頁をお開き願います。平成25年度の水道事業会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、決算書の210頁をお開き願います。水道事業決算の報告の収益的収入と支出について報告をいたします。平成25年度美瑛町水道事業決算報告書。収入支出とも水道事業収益、水道事業費用のみをもってご説明申し上げます。まず、収入からご説明申し上げます。収入、第1款水道事業収益、当初予算額2億5096万3千円、補正予算額151万5千円、合計2億5247万8千円、決算額2億5335万9434円、予算額に比べ決算額の増減88万1

434円の増です。

続きまして支出、第1款水道事業費用、当初予算額2億5044万9千円、補正予算額534万1千円、合計2億5579万円、決算額2億5140万2678円、不用額438万7322円。

次の頁をお開き願います。211頁になります。次に、資本的収入及び支出について報告いたします。収入支出とも資本的収入及び資本的支出のみをもってご説明申し上げます。収入、第1款資本的収入、当初予算額5383万2千円、補正予算額1236万6千円の減、合計4146万6千円、決算額4146万5796円。予算額に比べ決算額の増減204円の減です。

続きまして支出、第1款資本的支出、当初予算額1億3502万7千円、補正予算額1360万9千円の減です。合計1億2141万8千円、決算額1億2097万6439円、不用額44万1561円です。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7951万643円は、当年度消費税資本的支出調整額247万6322円、過年度分損益勘定留保資金7703万4321円で補填。以下、財務諸表及び決算付属書類等は省略させていただきます。

次に、別冊の行政報告書の58頁をお開き願います。58頁になります。平成25年度美瑛町水道事業会計決算に係る行政報告。公営企業法第30条第6項の規定により、平成25年度美瑛町水道事業会計の決算について下記のとおり報告します。以下、抜粋により朗読し報告とさせていただきます。平成25年度の水道事業は、町民の豊かで快適な日常生活や産業活動を支えるため、安定供給と適正管理に努めてまいりました。給水人口の減少傾向が続く中で、給水戸数は横ばいとなったことから給水収益は前年度並みとなり、新築住宅の建設に伴い手数料と材料売却収益は増となりましたが、老朽化の進む施設の維持修繕費用が増加し57万5千円の純損失となりました。以下の報告につきましては省略とさせていただきます。以上です。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 正議員） 次に、認定第8号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、古本町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 古本 彰君 登壇）

○事務局長（古本 彰君） 認定第8号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては56頁になります。認定第8号につきましては、平成25年度的美瑛町立病院事業会計決算の認定をお願いするものであります。以下、朗読をもってご説明させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、決算書の231頁をお開き願います。平成25年度美瑛町立病院事業決算報告書でございます。1収益的収入及び支出につきましては病院事業収益、病院事業費用の総額のみをご

説明申し上げます。収入、第1款病院事業収益、当初予算額13億1754万7千円、補正予算額7980万円の減、予算額合計12億3774万7千円、決算額10億7303万9812円、予算額に比べ決算額の増減1億6470万7188円の減。

次に、支出でございます。第1款病院事業費用、当初予算額13億1754万7千円、補正予算額7980万円の減、予算額合計12億3774万7千円、決算額11億8941万542円、不用額4833万6458円。

次に、232頁をお開き願います。2資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出につきましても資本的収入、資本的支出の総額のみをご説明申し上げます。収入、第1款資本的収入、当初予算額8千万円、補正予算額740万円の減、予算額合計7260万円、決算額7260万円、予算額に比べ決算の増減0円。

次に、支出でございます。第1款資本的支出、当初予算額1億8677万5千円、補正予算額970万円の減、予算額合計1億7707万5千円、決算額1億7688万1449円、不用額19万3551円、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億428万1449円は、当年度消費税資本的収支調整額372万8838円、過年度分損益勘定留保資金1億55万2611円で補填いたしました。次に財務諸表、決算附属書類等につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書60頁をお開き願います。平成25年度美瑛町立病院事業会計決算に係る行政報告でございます。1総括事項であります。11行目までを省略させていただき、12行目のこうした中での行から朗読をし報告とさせていただきます。

こうした中で医師の確保対策については北海道をはじめ旭川医科大学、札幌医科大学などに医師派遣要請を積極的に行っており、医師派遣による外来診療、当直対応を確保してきましたが、常勤医師の派遣については、本年度も医師の派遣調整施設に選考されず、医師の確保対策は今後も継続的な課題となっております。運営的には厳しい状況の中ではありますが、地域医療の拠点として町民の方々に信頼され、親しまれる病院づくりを目指し職員や患者へのアンケートの実施、医療スタッフの接遇研修の実施など、医療サービス提供の質の向上に取り組みました。このように病院運営の健全化の取り組みを進めましたが、医業収益の確保には至らず、結果として本年度の第3条予算収益的収支の損益は、総収入が10億7169万9千円、総支出が11億9553万8千円で1億2383万9千円の純損失となりました。第4条予算資本的収支は透視診断装置の更新など高度な医療の確保に必要な医療備品を購入し、総収入7260万円、総支出1億7688万1千円で、支出額に対し不足する額1億428万1千円は当年度消費税資本的収支調整額372万9千円、過年度分損益勘定留保資金1億55万2千円で補填しました。

以下、2の利用状況、次頁の3経営状況、4資本的支出の説明につきましては省略させてい

たきます。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

（「はい」の声）

はい、有富代表監査委員。

（代表監査委員 有富 武君 登壇）

○代表監査委員（有富 武君） それでは別紙の平成25年度美瑛町一般会計、特別会計、基金運用状況等の決算審査意見書及び平成25年度美瑛町公営企業会計決算審査意見書の2意見書をお開きいただきたいというふうに思います。

初めに平成25年度美瑛町一般会計、特別会計、基金運用状況等決算審査意見を申し上げます。審査の対象は、第1項平成25年度美瑛町一般会計歳入歳出決算から第8項地方自治法施行令第166条第2項の規定による調書であります。審査の期間は、平成26年8月4日から8日までのうち4日間で、監査室で実施をいたしました。審査の方法であります。平成25年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、町長より送付を受けた各会計の決算書、決算附属書類、実質収支に関する調査書及び財産に関する調書ならびに関係諸帳簿、基金の運用状況を示す会計課保管の書類等を照合調査し、計数の正確性、予算執行の的確性等の確認を行いました。併せて、関係職員の説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にしながら審査を行いました。後段の部分については省略させていただきます。審査の結果につきましては、審査に附された各会計の決算書、決算附属書類、実質収支に関する調査書及び財産に関する調書ならびに関係諸帳簿は関係法令に準拠して作成されており、また歳計現金等の残高は、指定金融機関の現金保管状況内訳書の最終部分と合致しており、計数的には正確なことを確認し、総括的には予算の執行、財務に関する事務の処理は適正であること認めます。

次に、各会計の決算意見について述べさせていただきます。1頁をお開きいただきたいと思っております。一般会計について申し上げます。括弧書きについては省略させていただきますのでご了承いただきたいと思っております。平成25年度の決算額は、歳入110億8452万2千円、歳出107億1098万7千円で、差し引き3億7353万5千円は翌年度へ繰り越しとなっております。以下、表から5頁まで省略させていただきます。6頁の中段から読ませていただきます。平成25年度の決算であります。町民生活の安全、安心とまちの活力が高まり、将来を見据えたまちづくりに意欲的に取り組んでいることが表れています。行財政運営については、政府による緊急経済対策が示され、本町においても積極的に有利な財源を活用し懸案である大型事業を推進し、さらには防災対策事業にも取り組むなど、健全な財政運営に配慮しながら事業が推進されております。下から5段目まで飛ばさせていただきます。本町においても超高齢社会がさらに進み、扶助費などの義務的経費がさらに増加し、厳しい財政状況は続くものと想定されることから、美瑛町まちづくり総合計画を確実に推進していくために、町税をはじめと

する自主財源を確保しつつ選択と集中の観点から予算の適正配分を図るなど、徹底した行財政改革に取り組み、安定した財政基盤が継続することを望みます。

次に、特別会計について申し上げます。初めに、国民健康保険特別会計について申し上げます。平成25年度の決算は、歳入296万7千円、歳出110万8千円で、差し引き185万9千円は翌年度への繰り越しとなっています。以下、表まで省略させていただきます。国保税については、引き続き計画的な国保税の徴収及び個別事情を勘案した不納欠損処分の実施などにより適正、適切に処理していただきたいと思います。

次に、老人保健施設事業特別会計について申し上げます。25年度の決算額は、歳入1億4480万1千円、歳出1億4462万9千円で、差し引き17万2千円は翌年度への繰り越しとなっています。以下、表まで省略します。指定管理者制度により利用料金は指定管理者の収入としたため、主に指定管理者の運営に対する支援貸付金7600万円、及び起債元利償還金の公債費が主な収支であります。今後も看護、介護や機能訓練を提供する施設としての役割を十分に果たされ運営していただきたいと思います。

次に8頁をお開きいただきたいと思います。水力発電事業特別会計について申し上げます。平成25年度の決算額は、歳入2856万円、歳出2856万円となっています。発電事業収入では、春先の融雪の遅れにより前年に比して368万7千円の減となっております。以下、表まで省略させていただきます。稼働から10年が経過した設備や機器の老朽化が進み今後修繕費用の増加が予想されることから、将来に向けた設備等の維持管理経費に係る財源の確保に努めていただきたいと思います。

次に、白金泉源事業特別会計について申し上げます。平成25年度の決算は、歳入1537万7千円、歳出1463万1千円で、差し引き74万6千円は翌年度の繰り越しとなっています。以下、表まで省略します。今後とも安定した湯量を確保するため、日頃の配管ポンプの点検、修繕及び見回り等を常に実施し、安全で安心な湯量を供給する泉源事業の運営に努めていただきたいと思います。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。平成25年度の決算額は、歳入6億1760万2千円、歳出6億943万7千円で、差し引き816万5千円は翌年度への繰り越しとなっています。以下、表まで省略します。収入未済額については602万5千円、下水道使用料331万4千円で、前年度556万8千円に比して45万7千円の増となっております。滞納処理については、滞納者の実態に即した収納対策を講じ、納入者の公平性を欠くことのないよう適正に処理されるとともに、不納欠損処分の実施に当たっては個別の事情を十分に調査し、適正、適切に処理し、収入未済額の減少に一層取り組まれることを望むものであります。

最後に各基金の運用状況について申し上げます。一般会計、特別会計における各基金の表区分に応じた前年度残高、当年度期中増減額、決算年度末現在高については記載のとおりであり

ます。審査の結果につきましては、基金の運用状況の計数は正確であると認めます。以下、意見書で読み上げました一部省略いたしました。後ほどご高覧をいただければというふうに思っております。

次に、平成25年度の美瑛町公営企業会計決算審査の意見を申し上げます。審査の対象は、平成25年度の美瑛町水道事業会計及び平成25年度の美瑛町立病院事業会計であります。審査の期間につきましては、26年7月22日に美瑛町水道事業会計、26年7月23日には美瑛町立病院事業会計を2日間で実施しております。審査についてであります。町長から提出された決算書類に事業の財政状況及び経営成績が適正に表示されているかを検証するため、初めに担当室局長から平成25年度の事業概況、また担当者からは詳細な決算資料の説明を受け、事業会計の伝票、帳簿、台帳、契約書類等の照合など監査委員が必要と認めるその他の審査手続きについて審査を実施いたしました。審査の結果につきましては、両会計の決算についてその内容を検討した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されていることについて適正に処理されていることを認めます。

次に、2企業会計ごとの意見について申し上げます。初めに、美瑛町水道事業会計について申し上げます。1頁から3頁まで省略させていただきます。4頁の中段から総括意見について申し上げます。平成25年度の水道事業会計は、純損失57万5千円が計上された。これは事業費用において人件費や企業債利息が減少したものの、施設の老朽化による修繕費が増加したことによるものであります。これまで効率的な経営を推し進め、住民への安定したサービスの提供を行ってきたことは評価いたします。今後については、旧簡易水道事業の統合により有利な財源を生かした施設更新を進める中、経営環境については水道事業の根幹となる水の需要が住民の節水意識の高揚、節水型社会への移行などによる給水収益の減少や少子高齢化の影響による給水人口の減少、また老朽化した施設設備の修繕など、水道事業の経営は厳しさを増していくことが予想されることから、引き続き経費の節減に努力され、企業の経済性を発揮し、住民サービスの向上を基本に良質で安定した水の供給に努めていただきたい。未収金については、引き続き臨戸訪問などや個別面談を実施することとして未収金の徴収に努めていただきたい。

次に、美瑛町立病院事業会計について申し上げます。5頁から7頁まで省略します。8頁の中段の総括意見について申し上げます。総括意見の下から6行目、このことから総収益における医業費の収益の減少が大きく、総費用においては給与費や委託費が増額となったことから、総体の収益費用勘定において本年度は1億2383万9千円と純損失が大幅に増加をしております。病院会計を取り巻く医療情勢は依然として厳しい状況にある中、アンケートや職員研修の実施による院内サービスの向上、事業費用の縮減に努めるなど、経営健全化に向けての努力は認めるところであります。今後においては収益面で患者数の変動や診療報酬の改定など、外部環境の変化により医業収益が左右され財政運営に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

一方、費用面においても医療機器の更新による減価償却費の増加、消費税率のさらなる引き上げが想定され、収支両面にわたって厳しい経営状況が予想されることから、病院経営に当たっては的確な現状分析を行い、町民の方々が期待する町立病院の診療体系を検討し、将来の病院経営における意思決定に役立てるよう努められることを期待いたします。医業未収金については、相談体制の充実、電話、文書による督促体制の強化を図るなど、発生の抑制に努められ未収金の額が年々減少してきていることから、引き続き戸別訪問や面談を実施するなどとして徴収に努めていただきたいと思います。減員となっている医師数の確保に向けては、今後とも継続して関係大学、機関に派遣要請を積極的に行っていただきますようお願いいたします。監査委員からの審査意見については以上であります。

○議長（齊藤 正議員） 2時30分まで休憩致します。

休憩宣告（午後 2時14分）

再開宣告（午後 2時30分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから総括質疑を行います。認定第1号から認定第8号までについての関連事項の総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第1号から認定第8号までについての関連事項の総括質疑を終わります。

次に、認定第1号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで認定第1号の総括質疑を終わります。

次に、認定第2号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第2号の総括質疑を終わります。

次に、認定第3号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第3号の総括質疑を終わります。

次に、認定第4号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第4号の総括質疑を終わります。

次に、認定第5号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第5号の総括質疑を終わります。

次に、認定第6号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第6号の総括質疑を終わります。

次に、認定第7号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第7号の総括質疑を終わります。

次に、認定第8号についての総括質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、7番花輪議員。

(7番 花輪政輝議員 登壇)

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。ただ今、町立病院の平成25年度の事業会計決算の報告がございました。担当事務局ならびに監査委員の方のご報告によりまして平成25年度町立病院の事業会計では、およそ1億2300万円の純損失となった。縷々その純損失の中身につきましてはご説明をいただいたわけですが、町立病院の財政、財務、収支状況が医師不足などで大変厳しいと。厳しいからといって病院の存続、発展を町民の為にやめるなどということは当然考えられないわけですが、ただ、今までも大変厳しい厳しいと言いながらも財政収支運営について、収支決算が赤字となった年もあるんですが、今般が特に1億2300万円ということで短期間としては大きな損益が出たなど。それで、この収支はですね一過性のものなのか、傾向としてですね特別平成25年度は厳しかったけども、今後は多少損益収支は好転していくというような傾向にあるのか、その点町長はどのようにこの度の決算についてお考えであるのか。また、平成25年度は一般会計より3億1千万円その他勘定繰出しを行ってございます。今までも一般会計からですね単年度あまり大きな損失が出ますと、やはり外聞たら変なんですけど、本当に町立病院は運営してかれるのか、大丈夫なのかと余計な不安を与えとかね、そういう意味からある程度一般会計からの持ち出しをですね行ってきたと。そういう観点についてもですねどのように町長としてお考えなのか、傾向性と一般会計からの支援

ということについて2項目伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 認定第8号の町立病院の事業会計、花輪議員さんより総括質疑をいただきました。2点でありますけども、まず第1点目、病院の今回の平成25年度の決算の内容についてどういうふうに判断をしてるかということと、今後どんな予測を立てているかということとありますけども、病院経営の部分について私も町長に就任して長くいろいろと院長さんやら、それから町民の方々とともに話し合いをしながら運営をし続けてきたという思いがあります。そんな中で、やはり町立病院の運営というのは非常に企業会計というくくりの中に入っていますけども、企業会計ではくくれない要素が非常に多いと。ということは、収益を上げるための医療というよりも町民の健康ですとか、それから収益の上がる手術を中心にするとかそういうことでなくて、地域の非常に少子高齢化というような時代に対応できるような病院を経営すると、それが役割であるという面が強くありますから、企業会計といえども収益が上がる上がらないで論議するというのは、その辺あまり強すぎると病院の役割を果たせなくなる可能性があるなというふうに強く思ってきました。一方で、しかし経営について病院会計という独自の会計を持っているわけでありますから、そこでできるだけ適切な経営をしていくというのがやはり基本でありますけども、その経営要素につきましても病気になった方が町立病院なり、病院にかかるというレベルがですね、つまり例えばけがをしたとか病気になって病院行くよとそういう性格の病院と、もっと例えば日頃からのちょっと高齢化になると体調が悪いと、そういう体調が悪い中で日頃から病院と関わりながら健康を維持していくと、ちょっとそういう部分では違う要素があります。それでその要素などを見てますと、例えば国民健康保険、国保なんかの負担率、自己負担分といいますかそういったものが割合が上がってくれば、やはり生活との兼ね合いから病院にかかるのをもう少し減らしてとかということ、健康も大事なんですけどもやはりそういうふうにもなってまいりますし、病院に例えば薬代かかるとかですねそんな部分も受診控えといいますか、そういうこと等が発生してきます。それからまた、今回の医療制度の見直し等なんかもですね例えば看護師さんが何対何ぼだと、10対1だとか、12対1だとか、7対1だとか、そういった制度見直し等がですね、どんどんこれはいろんな政治的な関わりもあると思うんですけども、大きな病院とか手術する病院とかですね、そういった部分について医療点数が高くて、慢性的な診療については医療点数が下がるって言いますか、それで点数が上がれば看護師さんを多くしなさいと、看護師さんを多くすれば当然経費もかかるわけでありますから、非常に地域の病院経営にとっては厳しい内容の制度見直しが入ってくると、そういったような条件が重なってきているというふうに思っています。そんな面からしま

すと、今の状況からしますと基本的には少子高齢化という中で町立病院の役割は非常に重たいものがこれからもあるし、今後さらにやはり住民のかかりつけ医としての役割としては非常に大きな役割を果たしていく必要があるというふうに思っています。しかし一方では、収益の面ではですね24年度からみれば25年度は厳しいよということでもありますけども、この厳しさはある程度続くのではないかとというふうな予測をしています。それはお医者さんの確保だとかそういう面の部分から見ても、そういう状況が続くだろうというふうに思っています。ですから町長といたしましては、この町立病院の運営においては先生方ともいろいろお話をしてる中で、ある程度財政的な厳しさについては町がしっかり支援していきますよと、サポートしていきますよというお話をさせていただいています。ですから先生方が何か収益が上がる上がらないで一喜一憂しないで、住民のための医療を、美瑛町の住民のために合った医療の体制、医療を進めてくれという思いも述べさせていただいています。しかし、病院の先生方にも病院の運営についての思い、また自分の医師としてのいろんな思いがありますから、どこまで我々との思いの共有ができるかというのは、やはり課題がいろいろあると思います。議会でも病院の経営の在り方を療養型の施行も含めて、今後町長は検討する気はないのかということでもありますけども、やはりそういう部分では将来を見据えていけば、町民により近い、そして住民のかかりつけ医であり、一方では住民が美瑛町で人生をしっかりと作りあげていける、そういう性格を強めていくためにも議員の皆さん方が言われていたようなそういう方向性というのは、十分に配慮をしていかなきゃならんというふうに思っています。ですから、ちょっと答弁としては苦しい部分もありますけども、病院の現状の部分については病院の方と、事務局長もいますし院長とも経営についてはできるだけ経営内容を改善できるような、そういう検討をしながら日頃の病院経営をしてくれと、それがまず第1点であります。

しかし一方では、先ほど申し上げましたとおり、しっかり町としては町立病院の基盤は守っていきますよというのが2点目であります。

それから3点目におきましては、美瑛町の町立病院としていろんな先生方の思い、そういうものも持っていると思いますからそこと兼ね合わせながら、そしてまた医療体制の確保、我々も一生懸命努力しなければなりませんけども、そういう力を合わせて住民の方々に安全で、そして安心して暮らせる、そんなまちづくりの大きな役割を担う中核の機関として方向性を探っていただきたいと、探るべく私も努力していくということで答弁とさせていただきたいというふうに思っています。以上であります。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第8号の総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっています、日程第15、認定第1号から日程第22、

認定第8号までの8案件の審議につきましては、議長及び監査委員を除く12名の委員で構成する平成26年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

はい、異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております8案件の審議につきましては、議長及び監査委員を除く12名の委員で構成する平成26年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることに決定しました。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

しばらく休憩いたします。

休憩宣告(午後 2時44分)

再開宣告(午後 3時02分)

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に平成26年度美瑛町議会決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果がまいりましたので報告します。

決算審査特別委員会の委員長に1番沢尻健議員、副委員長に5番齊藤幸一議員、以上のとおりであります。

日程第23 報告第1号 債権の放棄について

○議長(齊藤 正議員) 日程第23、報告第1号、債権の放棄についての件を議題とします。

本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、太田税務課長。

(税務課長 太田茂夫君 登壇)

○税務課長(太田茂夫君) 報告第1号につきましてご説明をいたします。議案集の57頁になります。今回の報告につきましては、平成23年4月1日に施行されました美瑛町の債権管理に関する条例により債権を適正に管理してまいりましたが、同条例第5条に基づき債権の放棄をいたしましたので、同条例第6条の規定により議会に報告するものでございます。以下朗読をもちまして報告といたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第1号を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

日程第24 報告第2号 専決処分について

○議長（齊藤 正議員） 日程第24、報告第2号、専決処分についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、宮崎管理課長。

(管理課長 宮崎敏行君 登壇)

○管理課長（宮崎敏行君） 報告第2号の専決処分につきましてご説明を申し上げます。議案集は58頁になります。美瑛中学校グランド改修工事、本年4月30日に入札を執行し、平成26年第3回美瑛町議会臨時会におきまして議決をいただいたところでございます。グランド掘削工及び植生工、施設整備工の施行数量が確定したことによる工事費の増加と、屋外練習ハウス新設に係る暖房機の追加により、8月18日に専決をさせていただきました。報告するものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第2号を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

日程第25 報告第3号 専決処分について

○議長（齊藤 正議員） 日程第25、報告第3号、専決処分についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

藤原保健福祉課長。

（保健福祉課長 藤原 悟君 登壇）

○保健福祉課長（藤原 悟君） 報告第3号、専決処分の内容につきましてご説明申し上げます。議案集の59頁をお開き願います。現在建設中の美田保育所は、平成26年4月30日に入札を執行し、平成26年第3回臨時会において請負契約の議決をいただいたところではありますが、度重なる大雨の影響と考えられますが、地下水の水位の上昇により建物のピット内に水が貯まる現象が起きたことから、このまま建築を進めると床下の木部の腐食など建物の耐久性などへの問題が生じることから、建物基礎の外周に暗渠を施すことといたしました。したがって、その暗渠工事費分100万4400円の契約金額が増額になり、8月28日に専決処分をさせていただきますので報告するものであります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で報告第3号、専決処分についての内容説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第3号の件は報告を終わります。

日程第26 意見書案第6号 林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を
求める意見書について

○議長（齊藤 正議員） 日程第26、意見書案第6号、林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、1 番沢尻健議員。

(1 番 沢尻 健議員 登壇)

○1 番(沢尻 健議員) 朗読をもって説明します。

(意見書案の朗読を省略する)

よろしくお願ひいたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 26、意見書案第 6 号の件を採決します。意見書案第 6 号、林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第 6 号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第 27 意見書案第 7 号 手話言語法の制定を求める意見書について

○議長(齊藤 正議員) 日程第 27、意見書案第 7 号、手話言語法の制定を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、4 番杉山議員。

(4 番 杉山勝雄議員 登壇)

○4 番(杉山勝雄議員) 朗読をもって提案いたします。

(意見書案の朗読を省略する)

よろしくお願ひいたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第27、意見書案第7号の件を採決します。意見書案第7号、手話言語法の制定を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第7号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第28 意見書案第8号 地方財政の充実、強化を求める意見書について

○議長(齊藤 正議員) 日程第28、意見書案第8号、地方財政の充実、強化を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、11番角和浩幸議員。

(11番 角和浩幸議員 登壇)

○11番(角和浩幸議員) 朗読をもちまして提案にかえさせていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第28、意見書案第8号の件を採決します。意見書案第8号、地方財政の充実強化を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第8号の件は決議することに決定し、決議書を

関係機関に送付することにいたします。

日程第 29 意見書案第 9 号 2015 年度予算介護、子どもの充実、強化を求める
意見書について

○議長（齊藤 正議員） 日程第 29、意見書案第 9 号、2015 年度予算介護、子どもの充実、強化を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、8 番八木幹男議員。

（8 番 八木幹男議員 登壇）

○8 番（八木幹男議員） 朗読をもちまして提案にかえさせていただきます。

（意見書案の朗読を省略する）

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 29、意見書案第 9 号の件を採決します。意見書案第 9 号、2015 年度予算介護、子どもの充実、強化を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第 9 号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第 30 意見書案第 10 号 義務教育費国庫負担制度堅持、負担率 2 分の 1 への復元、30 人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2015 年度国家予算編成における教育予算確保、拡充、就学保障の充実に向けた意見書について

○議長（齊藤 正議員） 日程第30、意見書案第10号、義務教育費国庫負担制度堅持、負担率2分の1への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保、拡充、就学保障の充実に向けた意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、3番佐藤晴観議員。

（3番 佐藤晴観議員 登壇）

○3番（佐藤晴観議員） 朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

（意見書案の朗読を省略する）

よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第30、意見書案第10号の件を採決します。意見書案第10号、義務教育費国庫負担制度堅持、負担率2分の1への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保、拡充、就学保障の充実に向けた意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第10号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第31 意見書案第11号 電気料金再値上げに反対する意見書について

○議長（齊藤 正議員） 日程第31、意見書案第11号、電気料金再値上げに反対する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、6番山家慶治議員。

（6番 山家慶治議員 登壇）

○6番（山家慶治議員） 最後の意見書案でございます。

（意見書案の朗読を省略する）

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第31、意見書案第11号の件を採決します。意見書案第11号、電気料金再値上げに反対する意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第11号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第32 議員の派遣について

○議長（齊藤 正議員） 日程第32、議員の派遣についての件を議題とします。本件について、地方自治法第100条第13項及び美瑛町議会会議規則第127条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思っております。

お諮りします。本議会は別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定しました。なお、派遣場所等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思います。ご了承願います。

日程第33 所管事務調査の申し出について

○議長（齊藤 正議員） 日程第33、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長齊藤幸一議員、産業経済常任委員会委員長穂積力議員、議会運営委員会委員長山家慶治議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成26年12月12日

美瑛町議会 議長 齊藤 正

議員 山家 慶治

議員 八木 幹男